

電気関係工事従事者資格認定の手引き

2025年3月

東日本旅客鉄道株式会社

改 正 履 歴

改訂年月日	改訂番号等	主な内容	備考
平成 9 年 9 月 17 日	本設企第 568 号	資格別の通達を集約化	
平成 9 年 9 月 17 日	本設企第 591 号	「電気関係工事従事者資格認定の手引き」制定	
平成 13 年 7 月 2 日	本設企第 291 号	線閉責任者、信号技術者 A, B 資格の追加	
平成 13 年 7 月 2 日	本設企第 292 号	本設企第 291 号に伴う手引きの改正	
平成 17 年 11 月 17 日	本設第 391 号	資格者の専門特化 (線閉責任者を分離)	従来、資格の改正（通達）とそれに伴う手引きの改正（連絡）を別の文書で行なっていたが、手引きの改正を含めた通達に統一化
平成 19 年 4 月 20 日	本設第 1206 号	適性検査の取扱いの変更、 検修技能者認定 A の取得要件の変更	
平成 20 年 5 月 9 日	本電第 53 号	資格認定証の 1 枚化、 踏切監視員（ロープ）の追加	
平成 21 年 5 月 28 日	本電第 135 号	工事技能者認定特等の講習内容変更 高圧電力ケーブル資格の廃止	
平成 23 年 2 月 9 日	本電第 648 号	新規資格取得要件の一部見直し	
平成 23 年 4 月 1 日	本電第 818 号	新規資格取得要件の一部見直し	
平成 25 年 6 月 4 日	本電第 106 号	列車見張員の講習内容変更、医適の視力の判定基準見直し	
平成 26 年 1 月 30 日	本電第 634 号	見極めの追記、資格認定証の変更、架線延線車資格等の資格取得要件の追加、特高ケーブル直線接続資格の追加	
平成 27 年 3 月 30 日	本設第 825 号	医学適性検査の取扱い厳正化、適性検査の取扱い明確化、信号技術者の実作業訓練の追加等	
平成 29 年 3 月 13 日	本電第 715 号	特高ケーブル直線接続の見直し、信号技術者の技能訓練の厳正化等	
平成 30 年 9 月 13 日	本設第 417 号	資格相互間の重複講習の一部免除、架線延線車における限定解除の取扱い見直し等	
2019 年 3 月 26 日	本設第 891 号	運転適性検査体系の見直し等	
2019 年 6 月 19 日	本電第 167 号	列車見張員資格における運転適性検査項目の見直し等	
2020 年 12 月 23 日	本設第 381 号	停電責任者（検電接地）資格追加、新幹線統括本部の反映等	
2022 年 3 月 23 日	本設第 464 号	申請条件に電気通信工事施工管理技士追加、エネルギー企画部の反映等	
2023 年 6 月 19 日	本設第 94 号	特高ケーブル直線接続の廃止、組織再編に伴う修正等	
2024 年 3 月 27 日	本電第 402 号	新規資格取得要件の一部見直し等	
2024 年 6 月 17 日	本設第 117 号	資格取得要件の一部見直し等	
2025 年 3 月 25 日	本設第 498 号	資格取得要件の一部見直し、資格の取消し追加等	

目次

第1章 総則	1
1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の意義	1
4. 資格者の心得	2
5. 資格者の責務	2
第2章 通則	3
6. 資格認定	3
7. 資格認定証の取扱い	3
8. 資格認定の実施要領	3
9. 資格取得要件	4
10. 資格の種類及び資格認定・交付業務	4
11. 資格取得申請及び申請条件	5
11-1. 個人情報保護	6
11-2. 推薦及び現場選考試験	6
11-3. 講習会並びに学力及び実技検査	6
11-4. 講習会の講師	6
11-5. 講習会の教材並びに学力及び実技検査の問題	6
11-6. 学力及び実技検査の判定基準	7
11-7. 運転適性検査及び医学適性検査	7
11-8. 運転適性検査	8
11-9. 医学適性検査	8
11-10. 資格認定	9
11-11. 資格認定証の交付及び様式	9
11-12. 技能確認	9
11-12-2. 技能訓練	9
11-13. 限定付資格認定証及び実作業訓練等	10
11-2. 資格の有効期間	10
12. 資格認定業務フロー	11
13. 資格の効力停止	13
14. 資格者台帳等の整備	13
15. 資格認定証の返納	13
16. 資格認定証の再交付	13
17. 資格認定証記載事項の変更	13
18. やむを得ない理由により資格の継続講習を受けられなかった者の措置	13
19. 10条教育の受講済み確認	14
20. 当社退職者の資格取得要件	14
21. 資格の体系及び資格認定証の適用区分	15
第3章 細則	17
22. 資格取得要件及び講習内容等	17
列車見張員	細則 1-2
踏切監視員(ロープ)	細則 3-4
踏切監視員(しゃ断機)	細則 5-6
線閉責任者(在来線・一般)	細則 7-8
線閉責任者(在来線・ATOS)	細則 9-10
線閉責任者(新幹線)	細則 11-12

停電責任者	細則 13-14
停電責任者（検電接地）	細則 15-16
設計技能者認定	細則 17-18
設計技能者認定(特)	細則 19-20
電気工事安全専任管理者	細則 21-22
工事技能者認定	細則 23-24
工事技能者認定（特）	細則 25-26
信号技術者 B	細則 27-28
信号技術者 A	細則 29-30
検修技能者認定 B	細則 31-32
検修技能者認定 B（特）	細則 33-34
検修技能者認定 A	細則 35-36
検修技能者認定 A（特）	細則 37-38
軌陸車	細則 39-40
軌道モータカー（特）	細則 41-42
架線延線車	細則 43-44
 医学適性検査	様式・追加 1
資格取得申請書	様式 2-2S
履歴書及び工事等経歴書	様式 2-2R
列車防護の実地訓練証明書	様式 2-3
資格認定証	様式 3
交付依頼書	様式 4
資格者台帳	様式 5
線閉責任者資格における「現場選考試験」実施要領	別紙 2001-1
線閉責任者資格 現場選考試験実施願、結果通知書、推薦書	別紙 2001-2
線閉責任者資格 技能チェックリスト(在来線)	別紙 2001-3
線閉責任者資格 技能チェックリスト(新幹線)	別紙 2001-3-2
線閉責任者 限定解除名簿	別紙 2001-4
線閉責任者資格の新規取得の流れ(出向者等)	別紙 2001-5
線閉責任者資格の新規取得の流れ(出向者等を除く)	別紙 2001-6
線閉責任者資格の継続取得の流れ	別紙 2001-7
停電責任者 技能チェックリスト	別紙 2011
教育実施記録	別紙 3211
信号技術者 A 実施要領	別紙 3222-1
信号技術者 A 推薦依頼書、推薦書	別紙 3222-2
信号技術者 A 資格取得の流れ（出向者等の場合）	別紙 3222-3
信号技術者 A 資格取得の流れ（出向者等を除く）	別紙 3222-4
軌道モータカー(特)・架線延線車運転実習記録	別紙 5221
実務経歴確認書（標準）	別紙

第1章 総則

1. 目的

本手引きは、電気関係工事従事者が、その役割に応じて身に付けておくべき知識、技術、技能を資格認定制度として定め、この運用をもって施工の品質、信頼性及び安全性を確保し、ひいては当社の安全・安定輸送の確保や鉄道技術の維持向上に資することを目的として定める。

2. 適用範囲

当社の発注する工事及び設計等において、電気関係の仕様書等に定めた工事従事者に適用する。

3. 用語の意義

この手引きで使用する用語の意義は次のとおりである。

「当社」とは、東日本旅客鉄道株式会社をいう。

「本社」、「統括機関」、「地方機関」、「地方機関の地方機関」及び「現業機関」とは、東日本旅客鉄道株式会社組織規程（昭和62年4月社達1）に基づく組織又は機関をいう。

「現業機関の長」とは、当社における現業機関の所長（設備技術センター等）又は区長をいう。なお、電気システムインテグレーションオフィスのマネージャーのうち、東日本旅客鉄道株式会社組織規程（昭和62年4月社達1）第65条第5項に記載する工事の施行を分掌する場合においてはそのマネージャーをいう。

「契約責任者」とは、社長を代理して、契約の締結、履行、解除その他契約に関する一切の事項を担当する当社の社員等をいう。

「区所長等」とは、現業機関の長及び現業機関の長が指定する副長をいう。

「監督員」とは、契約責任者から工事等の監督について指定された社員をいう。

「監督者」とは、契約責任者又は監督員から工事の監督について指定された社員をいう。

なお、「監督員等」とは、監督員及び監督者をいう。

「電気関係技術社員」とは、電気関係技術職として現業機関で工事等の計画、設計、監督に直接関わる職や運転保安に直接関わる職の従事経験者をいう。

「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する土木、建築、電気等の工事及びその他東日本旅客鉄道株式会社において建設工事等として取り扱うものをいう。

「設計等」とは、設計、測量、試験、写図、保守台帳整備、設計数量計算及び作業等の業務をいう。

「工事等」とは、工事及び設計等をいう。

「仕様書等」とは、当社が定めた各標準仕様書その他の規程をいう。

「申請者」とは、当該資格の取得申請をした者又はその代理人をいう。

「資格者」とは、既に当該資格を有している者をいう。

「前提資格」とは、資格の申請条件として必要となる既取得資格のことをいう。

「資格取得要件」とは、資格認定に必要となる申請条件別の講習会、検査等の全てをいう。

「申請条件」とは、資格の取得申請を行うにあたって必要となる受検資格のことをいう。

「講習会」とは、各資格により定める各学科講習及び実技訓練等をいう。

「講習会等」とは、講習会及び検査をいう。

「検査」とは、各資格により定める学力検査及び実技検査をいう。

「適性検査」とは、運転関係業務適性検査手続（規程）及び健康診断等実施規程に定める運転適性検査及び医学適性検査をいう。

「健康診断」とは、労働安全衛生法及び同省令に定める定期健康診断をいう。

「検査等」とは、検査及び医学適性検査、運転適性検査、並びに検定試験をいう。

「資格認定業務」とは、資格申請受付、講習会及び学力、実技、運転適性検査の実施、申請者に対する申請条件その他の適合確認及び合否判定等の資格認定、並びにそれらに付帯する事務等の業務をいう。

「資格認定者」とは、当社における資格認定及び管理担当箇所を含む、資格認定業務を行う者をいう。
「資格交付業務」とは、申請者に対する資格認定結果に基づく資格認定証の交付及びその当社の定める台帳管理、並びにそれらに付帯する事務等の業務をいう。

「資格交付者」とは、資格交付業務を行う者をいう。

「資格認定機関」とは、本文書（資格認定の手引き）により、当社から資格認定業務及び資格交付業務の全部又は一部を委嘱された機関をいう。

「10条教育」とは、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国交省令第151号）」第10条に基づく当社の「係員の教育及び訓練等実施要領（本設企第838号 平成15年1月31日）」（以下、10条教育要領という。）に定める教育及び訓練をいう。

「出向者等」とは、当社の社員のうち請負会社へ出向している者、出向を予定する者、当社を退職し再就職を予定する者、当社の嘱託社員及び当社を退職して1年を経過しない者を含む。

「電気工事施工管理技士」とは、建設業法及び同省令に定める技術検定のうち、1級又は2級電気工事施工管理試験に合格した者をいう。

「電気通信工事施工管理技士」とは、建設業法及び同省令に定める技術検定のうち、1級又は2級電気通信工事施工管理試験に合格した者をいう。

「特工事」とは、工事の施工中、列車に物理的支障を及ぼす恐れのある工事で、建築限界の遵守、線路閉鎖等の必要のある施設・電気関係工事をいう。

「特作業」とは、建築限界を支障する又はその恐れのある建物・設備等の現場における保全に係わる点検、修繕、運転・監視等の作業をいう。

「手続き区分」とは、線路責任者資格の限定解除における、「線路閉鎖」（以下「線閉」）、「保守用車」（以下「保車」）、「保守作業」（以下「保作」）、「信号停止」（以下「信停」）をいう。

「LINGS」とは、工事従事者情報システムをいう。

4. 資格者の心得

資格者は、常に当社又は資格認定機関において認定、交付された資格認定証所持者としての自覚を持ち、当社、資格認定機関及び所属会社等の社会的信用を著しく失墜し、名誉を毀損する、又はその恐れのある言動を行ってはならない。

また、業務遂行中以外においても、一鉄道従事員としての自負を持ち、社会的規範としての品位を兼ね添えるとともに、鉄道内外に関わらず、災害、事故、障害などの事象が発生した場合、又はその恐れのある場合、職責を越えて一致団結し、被害者や弱者の救済、復旧その他の必要な対応に当たらなければならない。

5. 資格者の責務

資格者は、所持する資格の業務及び責務を全うするとともに、当該資格における業務内容、責務等を常に把握し、その業務に關係する知識・技能を常に有するように、自己啓発に努めなければならない。

また、業務遂行にあたっては、当該業務の遂行にとどまらず、一般旅客公衆等に対する安全配慮や、鉄道の安全・安定輸送を優先し、万が一それらに障害を与え若しくはその恐れのある場合には、たとえ業務上不利益である場合においても、すぐに必要な対応や処置を行うとともに、現場代理人、主任技術者等や工事等の責任者などに具申するなどして、業務の改善等に努めなければならない。

第2章 通則

6. 資格認定

当社の工事及び設計等を請け負いこれに従事するものは、契約により定められた仕様書等による必要な資格について、当社又は資格認定機関において、事前に資格認定証の交付を受けなければならない。

また、当社又は資格認定機関は、申請条件に合致した取得申請者のうち、必要な講習会や検査等の取得要件等に適合又は合格した者に対して、資格認定を行い、LINGSに登録のうえ資格認定証を交付するものとする。

7. 資格認定証の取扱い

資格者は、当社との契約において、工事等に従事する場合若しくは打合せ等を行う場合は常に資格認定証を携帯するとともに、当社社員等から当該資格認定証の提示を求められた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

また、資格者は、所持する資格認定証について、これをみだりに他人に貸与、譲渡又は売買し、若しくは名義貸し等の不当な行為を行ってはならない。

8. 資格認定の実施要領

資格認定者及び交付者は、以下の実施要領にもとづき資格認定及び交付を行うものとする。

9. 資格取得要件

資格取得要件は、資格認定申込に必要となる実務経験年数や学歴、受講しなければならない講習会、合格しなければならない検査・試験について、「一般」及び「出向者等」に区分して、第3章 細則において資格毎に定める。なお、資格取得要件の実務経験及び業務経歴の年数は当該資格講習会の実施日時点とすることができる。

10. 資格の種類及び資格認定・交付業務

当社が定める資格の種類は、表-1のとおりとする。

一部の資格における資格認定業務については、本社より第三者機関（一般社団法人 鉄道電業安全協会）に業務を委嘱する。また、資格交付業務については、全ての資格について同機関に委嘱する。（出向者等の資格認定証交付については、同機関に交付依頼を行う。）資格認定・交付業務の業務区分について同表に示す。

表-1 資格の種類及び資格認定・交付業務

区分	番号	資格名称	資格認定業務			資格交付業務
			新規		継続	
			一般	出向者等	一般 出向者等	
保安	1011	列車見張員	鉄安協	地方機関 統括機関 本社	鉄安協	鉄安協
	1021	踏切監視員(ロープ)				
	1031	踏切監視員(しゃ断機)				
手続	2001	線閉責任者(在来線・一般)	鉄安協	地方機関 統括機関 本社	鉄安協	鉄安協
	2002	線閉責任者(在来線・ATOS)				
	2003	線閉責任者(新幹線)				
	2011	停電責任者				
	2021	停電責任者(検電接地)				
工事	3111	設計技能者認定	鉄安協	地方機関 統括機関 本社	鉄安協	鉄安協
	3112	設計技能者認定(特)				
	3201	電気工事安全専任管理者				
	3211	工事技能者認定				
	3212	工事技能者認定(特)				
	3521	信号技術者B	鉄安協 地方機関・本社*	地方機関 統括機関・本社*	鉄安協	地方機関・本社*
	3522	信号技術者A				
検修	4201	検修技能者認定B	鉄安協	地方機関 統括機関 本社	鉄安協	鉄安協
	4202	検修技能者認定B(特)				
	4211	検修技能者認定A				
	4212	検修技能者認定A(特)				
運転	5201	軌陸車	鉄安協	地方機関 統括機関 本社	鉄安協	鉄安協
	5211	軌道モータカー(特)				
	5221	架線延線車				

※ 「鉄安協」とは、(一社) 鉄道電業安全協会会長をいう。

※ 「地方機関」とは、地方機関の長をいう。

※ 「統括機関」とは、統括機関の長をいう。

※ 「本社」とは、当社の電気ネットワーク部門長及びエネルギー企画部長をいう。

※ 「*」は、一部の講習、検査等の実施及び判定等の業務を行うものを示す。(講習の委託等を行うもの及び検定試験を行うものを除く。)

1.1. 資格取得申請及び申請条件

資格申請者は、21.に示す資格の体系及び資格認定証の適用区分により下位資格を確認する。そのうえで資格毎の申請条件を満たし、資格の認定・交付を希望するものは、LINGSにて当該資格講習会等に申請を行い、取得申請に必要な書類等を取り揃えて資格認定機関等に提出し、資格取得申請を行うものとする。資格毎の申請条件については、細則において定める。資格取得申請に必要な書類等は、資格認定申請書及び推薦書、履歴及び工事等経歴書、資格申請・認定表、医学適性検査診断書等（様式一追加1など）及び資格毎に定める申請条件に適合することを証明する書類とし、その様式及び詳細は表-2のとおりとする。資格認定証用写真については鉄安協にて講習を行う場合のみ講習会会場において撮影を行う。

また踏切監視員（しゃ断機）及び踏切監視員（ロープ）資格の取得要件については、以下のとおりとし、工事技能者認定資格（特）（情報制御）を所持し、医適2種の適性が確認できる者は「踏切監視員（ロープ）資格」及び「踏切監視員（しゃ断機）資格」を所持しているとみなす。

資格認定者は、申請者の申込に対して、申請条件に適合していることを確認の上これを受付し、必要な講習会や検査等の手配を行うものとする。

表-2 資格取得申請時に必要な書類等

番号	資格名称	必要な書類等					その他
		前提資格 の写し他	推薦書	医学適性検査 診断書等	申請書	履歴書及び 工事等経歴書	
1011	列車見張員		—	健康診断の写し (新規のみ)			
1021	踏切監視員（ロープ）	列見		JR 医療機関 により実施			
1031	踏切監視員（しゃ断機）	列見、電管					
2001	線閉責任者（在来線・一般）	列見					
2002	線閉責任者（在来線・ATOS）	列見	別紙 2001-2	様式一追加1			
2003	線閉責任者（新幹線）	列見					
2011	停電責任者						
2021	停電責任者（検電接地）						
3111	設計技能者認定	電管					
3112	設計技能者認定（特）	列見、電管	—				
3201	電気工事安全専任管理者						
3211	工事技能者認定	電管					
3212	工事技能者認定（特）	列見、電管					
3521	信号技術者B	工事（特）・ 検 A（特）					
3522	信号技術者A	信 B	別紙 3222-2				
4201	検修技能者認定B						
4202	検修技能者認定B（特）	列見	—				
4211	検修技能者認定A	検 B					
4212	検修技能者認定A（特）	検 B（特）					
5201	軌陸車	自（中型以上）					
5211	軌道モータカー（特）	自	—	様式一追加1			
5221	架線延線車	自・玉・ク					

- ※ 「電管」とは、建設業法による電気工事施工管理技士及び電気通信工事施工管理技士をいい、実務経験を短縮することができる。
- ※ 「自」、「自（中型以上）」とは、地方公安委員会の交付した自動車運転免許証をいう。なお、車両総重量7.5t未満の場合は、「自（準中型）」も可能。
- ※ 「列見」とは列車見張員のことをいう。
- ※ 「玉」とは、労働安全衛生法による玉掛け技能講習修了証をいう。
- ※ 「ク」とは、労働安全衛生法による小型クレーン技能講習修了証をいう。
- ※ 表中の医学適性検査の様式について、踏切監視員は第2種、線閉責任者及び保守用車運転者は第3種のもの。
- ※ 踏切監視員（ロープ）で列車見張員の従事実績が必要な場合は、実務経歴確認書（別紙）を提出すること。
- ※ 申請書、履歴書及び工事等経歴書は、LINGSへの入力をもって提出を省略可能とする。

1 1-1-1. 個人情報保護

資格申請にあたり、当社及び資格認定機関は、資格申請者及び資格者の個人情報について、別途締結する個人情報の取扱に関する覚書により扱うこととする。

1 1-1-2. 推薦及び現場選考試験

表-3に示す資格については、資格申請にあたり当社の現業機関の長による推薦を必要とする。また、線閉責任者については、推薦を行うにあたり現場選考試験を行うこととする。各詳細については、実施要領により定める。

現業機関の長は現場選考試験実施願、結果通知書及び推薦書の写しを試験実施後3年間保存すること。

表-3 推薦書及び現場選考試験

番号	資格名称	推薦及び現場選考試験の実施要領	推薦書の様式	推薦書発行者
2001	線閉責任者(在来線・一般)			
2002	線閉責任者(在来線・ATOS)	別紙 2001-1	別紙 2001-2	現業機関の長
2003	線閉責任者(新幹線)			
3522	信号技術者A	別紙 3222-1	別紙 3222-2	

1 1-1-3. 講習会並びに学力及び実技検査

資格認定者は申請者に対し、資格認定の要件として講習会並びに学力及び実技検査を実施する。講習会並びに学力及び実技検査の内容は、資格毎に必要となる知識・技能の習得を目的とした学科講習及び実技訓練並びに学力検査及び実技検査とし、その内容は細則において定めたものとする。また、資格継続申請における講習内容については、新規申請時の講習内容の改正・変更点、及び事故防止事項を重点的に行うこととする。(継続講習は、細則において「継」と記す。)

また、複数の資格を申請する者が、複数の資格の新規及び継続講習を、資格認定者において定めた期間に複数受講する場合で、かつそれらの講習内容に重複する内容がある場合は、一方の講習についての受講を省略できるものとする。

1 1-1-4. 講習会の講師

講習会の講師は、基本的に資格認定者が行うものとするが、必要に応じて他の部署・機関等へ講師を依頼することが可能である。資格認定者が他の部署・機関等へ講習会及び講習会の講師を依頼する場合は文書をもって依頼し、講習内容、対象者、日時、場所、業務分担、費用等について、必要な打ち合わせ等を行うものとする。

また、当社から資格認定業務を委嘱された資格認定者は、年度初までに年間の講習会及び講師の計画を作成し、当社の委嘱元に提出するものとする。

また、地方機関の長及び統括機関の長が実施する講習会の講師、若しくは資格認定業務の委嘱先からの依頼講師については、当該の講習内容に精通した適任者を各地方機関及び統括機関において選出するものとする。

1 1-1-5. 講習会の教材並びに学力及び実技検査の問題

講習会で使用する教材並びに学力及び実技検査で使用する問題等（本文書で定められていないものに限る）は、基本的に資格認定者が作成若しくは編集したものとするが、必要に応じて当社が作成したものや依頼した講師が作成するものでもよいものとする。また、当社から資格認定業務を委嘱された資格認定者は、年度初に講習会で使用する教材や学力検査で使用する問題等の一式を当社に提出し、承認を得るものとする。

1 1-1-6. 学力及び実技検査の判定基準

講習会を終了した申請者に対して行う学力及び実技検査における合否の判定については、資格毎に細則で定められた判定基準とする。

また、表-4に示す資格の実技検査については、指定された技能チェックリスト等を用いて検査を行う。

表-4 実技検査の技能チェックリスト等

番号	資格名称	技能チェックリスト等	記事
2001	線閉責任者(在来線・一般)	技能チェックリスト 別紙 2001-3	実技訓練、実作業訓練の実績及び 検定試験の判定にも使用する
2002	線閉責任者(在来線・ATOS)	別紙 2001-3-2	
2003	線閉責任者(新幹線)		
2011	停電責任者	停電責任者技能チェックリスト 別紙 2011	—
2021	停電責任者(検電接地)		
5211	軌道モータカー(特)	運転実習記録 別紙 5221	実技訓練(運転実習)、実走行訓練、 実作業訓練の実績にも使用する
5221	架線延線車		

1 1-1-7. 運転適性検査及び医学適性検査

運転適性検査及び医学適性検査は、運転関係業務適性検査手続（規程）に準じて行うこととし、資格認定機関又は医療機関等から指示があった場合はこれに従うものとする。資格別の種類等については、表-5による。なお、前提資格の取得要件として同等又は上位の運転適性検査及び医学適性検査を行っている場合、また複数資格を一括して適性検査を行う場合は、資格毎の検査を要しない。その場合、上位の適性検査に適合することで、下位は適合と見なされる。（運転適性検査では昇順で上位、医学適性検査では降順で上位となる。）また、運転適性検査を受検し「不合格」、または医学適性検査を受検し「他職適」と判定された場合は、運転適性検査及び医学適性検査を必要とする資格について運転適性検査の「合格」、または医学適性検査の「適」の判定が確認できるまで効力停止を行う。なお、効力停止の限度は、資格の有効期間とし、資格の有効期間に運転適性検査が「合格」、または医学適性検査が「適」の判定とならない場合、運転適性検査及び医学適性検査を必要とする資格は失効する。

表-5 運転適性検査及び医学適性検査

資格	運転適性検査 (*新規申請時のみ)		医学適性検査	
	類別	検査内容	種別	検査内容
1021 踏切監視員(ロープ)	B類	作業性検査 識別性検査*	第2種	視器の検査 聴器の検査 循環器の検査
1031 踏切監視員(しゃ断機)	B類	作業性検査 識別性検査*	第2種	視器の検査 聴器の検査 循環器の検査
2001 線閉責任者(在来線/一般) 2002 線閉責任者(在来線/ATOS) 2003 線閉責任者(新幹線)	B類	作業性検査 識別性検査*	第3種	視器の検査 聴器の検査
1011 列車見張員	B類	作業性検査のみ		
2011 停電責任者 2021 停電責任者(検電接地) 3111 設計技能者認定 3112 設計技能者認定(特) 3201 電気工事安全専任管理者 3211 工事技能者認定 3212 工事技能者認定(特) 3521 信号技術者B 3522 信号技術者A	B類	作業性検査 識別性検査*	—	新規に当該資格を取得する場合のみ 資格認定の申請書類に健康診断の 写し*を添付する。
4201 檢修技能者認定B 4202 檢修技能者認定B(特) 4211 檢修技能者認定A 4212 檢修技能者認定A(特)				
5201 軌陸車 5211 軌道モータカー(特) 5221 架線延線車	B類	作業性検査 識別性検査*	第3種	視器の検査 聴器の検査

*健康診断の様式は、任意様式とする。

1 1-1-8. 運転適性検査

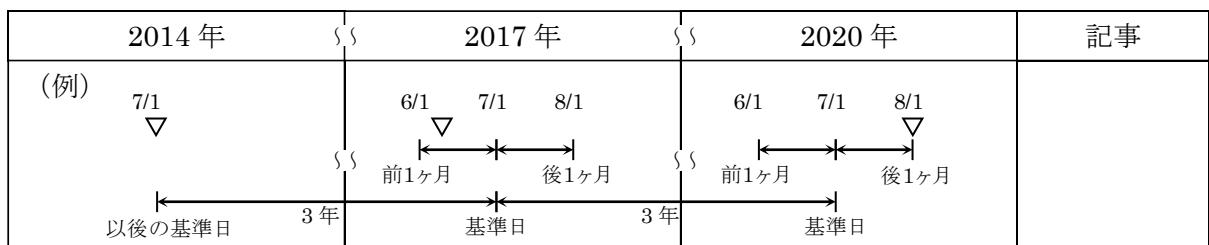
- (ア) 資格者は3年に1回運転適性検査を受検し、合格しなければならない。
- (イ) なお、資格認定機関が、資格者毎に基準日を台帳等に整理記録し、基準日の隨時把握を行ったうえで、計画的に運転適性検査を実施する場合において、資格者は前回基準日から3年後の同日の後1ヶ月以内に運転適性検査を受検し、合格すればよい。また、資格の有効期間は運転適性検査に準じて、次回の運転適性検査を実施すべき時期を限度としているため、前回基準日から3年後の同日の後1ヶ月間までは運転適性検査を必要とする資格に従事できる。

(基準日の考え方)

- ・ 資格認定機関が、基準日の前後1ヶ月の間に受検又は合格した資格者に対して、実際の受検日又は合格日の予め定めたいずれかの日を基準日として取扱い、台帳等へ記載を行う。

例：基準日の前後1ヶ月とは、基準日が属する月の前後の月の同日付とする。なお、前後に基準日と同日付が存在しない場合は、基準日寄りの直近日とする(図-1参照)。

図-1 運転適性検査の有効期間(資格の有効期間もこれに準ずる)



凡例：▽受検日(又は合格日)

1 1-1-9. 医学適性検査

申請者は資格申請時に、各医療機関において表-5に応じた種別の医学適性検査を受検し、医学適性検査診断書を資格認定者に提出するものとする。 医学適性検査は年度内に1回受検するものとする。 なお、申請者または資格認定機関は、その結果をLINGSに登録しなければならない。また、既に医学適性検査を必要とする資格を取得している者においても、年度ごとに1回、同診断書を資格認定者又は交付者に提出するものとする。(年度提出の診断書と申請時の診断書の重複提出は要さない。)

当社又は資格認定機関は、医学適性検査の結果を医学適性検査診断書及びLINGSで確認したうえで資格認定する。また、1年度内に1回、医学適性検査の結果を確認するとともに、LINGSに確認したことを登録するものとする。

表-5における医学適性検査の種別が第3種である資格の申請者は、一般の医療機関において証明された医学適性検査診断書(様式一追加1)を使用する。

第2種である資格については、JR東日本健康推進センター又は各健診センター等において同様の検査を実施するものとする。

第3種の資格認定者は、医学適性検査診断書の内容が、表-6に示す医学適性検査の判定基準を満足していることを確認の上で資格認定を行うこととする。

表-6 医学適性検査(第3種)の判定基準

視力	各眼が裸眼で0.7以上又は1眼1.0以上他眼0.5以上のもの、若しくは各眼が矯正眼鏡により0.7以上に矯正できるもの
色覚	正常なもの
聽力	両耳とも、1,000Hz又は低音域平均聴力レベルが40dB以内、4,000Hz又は高音域平均聴力レベルが65dB以内のもの
その他	正常なもの(所見のないもの)

1 1-1-10. 資格認定

資格認定者は、申請条件への適合確認、申請書類不備等の確認、虚偽申請の有無の確認、運転適性検査及び医学適性検査の判定及び確認、学力検査及び実技検査の合否判定、実作業訓練の実績確認、検定試験の結果確認などを通じて、申請者が当該の資格者としての必要な適性・知識・技能を有していることの判定を行うとともに、申請者の姿勢態度、人格識見などを含めた総合的な観点から資格認定を行うものとする。

1 1-1-11. 資格認定証の交付及び様式

資格交付者は、検査等の合否判定などにより資格認定された申請者に対し、LINGSに資格認定証情報を登録のうえ、様式3に定める資格認定証の交付を行うものとする。

なお、当社が資格交付者に資格認定証の交付を依頼する場合は様式4に定める資格認定証交付依頼書により依頼すること。

1 1-1-12. 技能確認

表-8に示す資格については、資格認定後に技能確認を行うものとする。技能確認とは、資格を取得した者が最初に当該資格の業務に従事するにあたり、経験豊富な資格者が作業等に立ちあって、従事者の技能等が適正であるか確認することをいう。技能確認は、資格者の所属会社が自主的に計画して実施するものとし、LINGSにその実績を登録すること。

なお、工事指揮者及び検修責任者として従事する場合は、資格者の所属会社で実施する技能確認にあわせて各社の基準に従った「見極め」を2回以上実施し、合格すること。「見極め」の実績日についてはLINGSに登録し、実施記録を資格者の所属会社が保管すること。

表-8 技能確認（「見極め」）

番号	資格名称	技能確認		記録様式	記事
		資格取得後に初めて従事	1年間以上の従事実績なし		
2011	停電責任者	2回以上	1回以上	別紙3211	在来線直流・在来線交流・新幹線の手続別に実施
2021	停電責任者(検電接地)				
3111	設計技能者認定				
3112	設計技能者認定(特)	2回以上	1回以上	別紙3211	資格取得後、1年間以上従事実績がない場合は計3回実施
3211	工事技能者認定※				
3212	工事技能者認定(特)※				
4201	検修技能者認定B※				
4202	検修技能者認定B(特)※	2回以上	1回以上	別紙3211	
4211	検修技能者認定A※				
4212	検修技能者認定A(特)※				

※ 「見極め」の対象となる資格

1 1-1-12-2. 技能訓練

表-9に示す資格については、資格認定前の期間を含め、表-9の技能訓練の実施条件に示す実務に過去1年間で従事した実績が無い場合は、当該資格の業務に従事するまでに技能訓練を行うものとする。技能訓練とは、資格を取得した者が当該資格の業務に従事するにあたり、経験豊富な資格者が実際の機能確認試験に立ち会って、従事者の技能等が適正であるか確認することをいう。技能訓練は、資格者の所属会社が自主的に計画して実施するものとし、LINGSにその実績を登録すること。

表-9 技能訓練

番号	資格名称	新規・継続	技能訓練の実施条件	技能訓練	
				回数	内容
3521	信号技術者B	新規	過去1年間に信号技術者A/Bの配下で試験補助員としての機能確認試験に従事していない	3回以上	信号技術者B相当の機能確認試験
		継続	過去1年間に信号技術者B相当の機能確認試験に従事していない		
3522	信号技術者A	新規	過去1年間に信号技術者A/B相当の機能確認試験に従事していない	3回以上	信号技術者A/B相当の機能確認試験※
		継続			

※ 機能確認試験に従事せず、図面等の認定作業のみに従事する社員については、技能訓練の対象外とする。

1 1-1-1 3. 限定付資格認定証及び実作業訓練等

表-10に示す資格については、認定後の実作業（走行）訓練や検定試験を義務付けた資格認定証（限定）の交付を行うものとする。資格認定証（限定）の交付を受けた資格者は、単独では当該業務に従事することができないものとし、経験豊富な資格者の指導の下で定められた実作業（走行）訓練を行うこととする。実作業（走行）訓練は限定資格者の所属会社が自主的に計画して実施し、その実績を所定の用紙に記載して資格認定者に提出するものとする。訓練実績の提出を受けた資格認定者は、実作業（走行）訓練の実績を確認の上、資格認定証の限定を解除することとする。

検定試験については、限定資格者の所属会社の申請により、当社の現業機関の長（現業機関の長が指定する者を含む）が手続き区分ごとに行う。当社の現業機関の長は、検定試験と必要により地域特情講習を行い、検査試験日及び地域特情講習日をLINGSに登録して限定を解除するものとする。

現業機関の長及び資格認定者は、それぞれの限定解除をLINGSに登録し、請負会社は限定解除者名簿（別紙2001-4）を記録することとする。また、資格者は、限定が解除されていることをLINGS又はQRコードにより確認する。

なお、実作業訓練等の内容、回数、検定試験の内容及び資格認定証（限定）の有効期間は細則に定めるとおりとする。

表-10 実作業訓練等、検定試験及び実走行訓練

番号	資格名称	実走行訓練	実作業訓練	検定試験	検定試験及び 限定解除を行う 者
2001	線閉責任者(在来線・一般)		技能チェックリスト 別紙2001-3	技能チェックリスト 別紙2001-3	JR現業機関の長
2002	線閉責任者(在来線・ATOS)		別紙2001-3-2	別紙2001-3-2	
2003	線閉責任者(新幹線)				
5211	軌道モータカー(特)	運転実習記録 別紙5221			資格認定者
5221	架線延線車	運転実習記録 別紙5221	運転実習記録 別紙5221		

1 1-2. 資格の有効期間

資格の有効期間は表-11の通りとするが、有効期限は、次回の運転適性検査の実施すべき時期を限度とし、資格認定証には有効期限を記載するものとする。

また、一定期間の講習会等の実績により複数の資格認定証を一括交付する場合で、一括交付に先立つて講習会等の実施毎に個別の資格認定証を交付する場合は、いずれの交付においても同様の取扱いとする。

ただし、医学適性検査の実施すべき時期が資格認定証の有効期限の前に満了日に達した場合、また医学適性検査を取得要件とする資格において1年毎に行う医学適性検査の結果が所定の判定基準に達しない場合は、その時点で資格の効力を失うものとする。

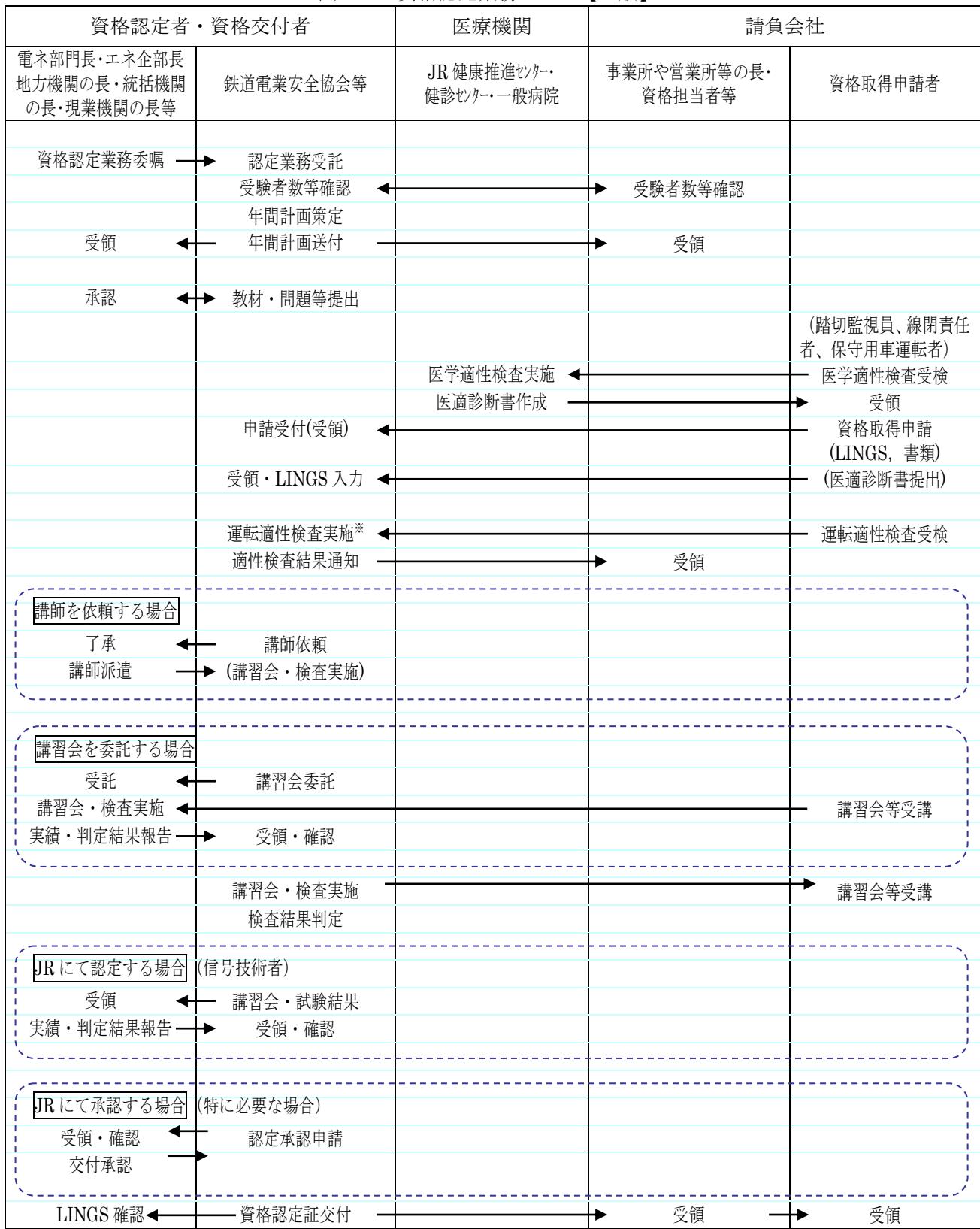
表-11 資格の有効期間

資格名称	有効期間
列車見張員、踏切監視員(ロープ)	1年間
その他	3年間（次回の運転適性検査の実施すべき時期を限度とする）

12. 資格認定業務フロー

資格認定業務の標準的な業務フローは、図－2、図－3及び図－4のとおりとする。ただし、出向期間中の継続講習等の取扱いについては、一般に準じた取扱いとする。

図－2 資格認定業務フロー【一般】



* 運転適性検査…当該資格の継続の場合は講習会等の修了の後に受検するものとする

図-3 資格認定業務フロー【一般（限定交付）】

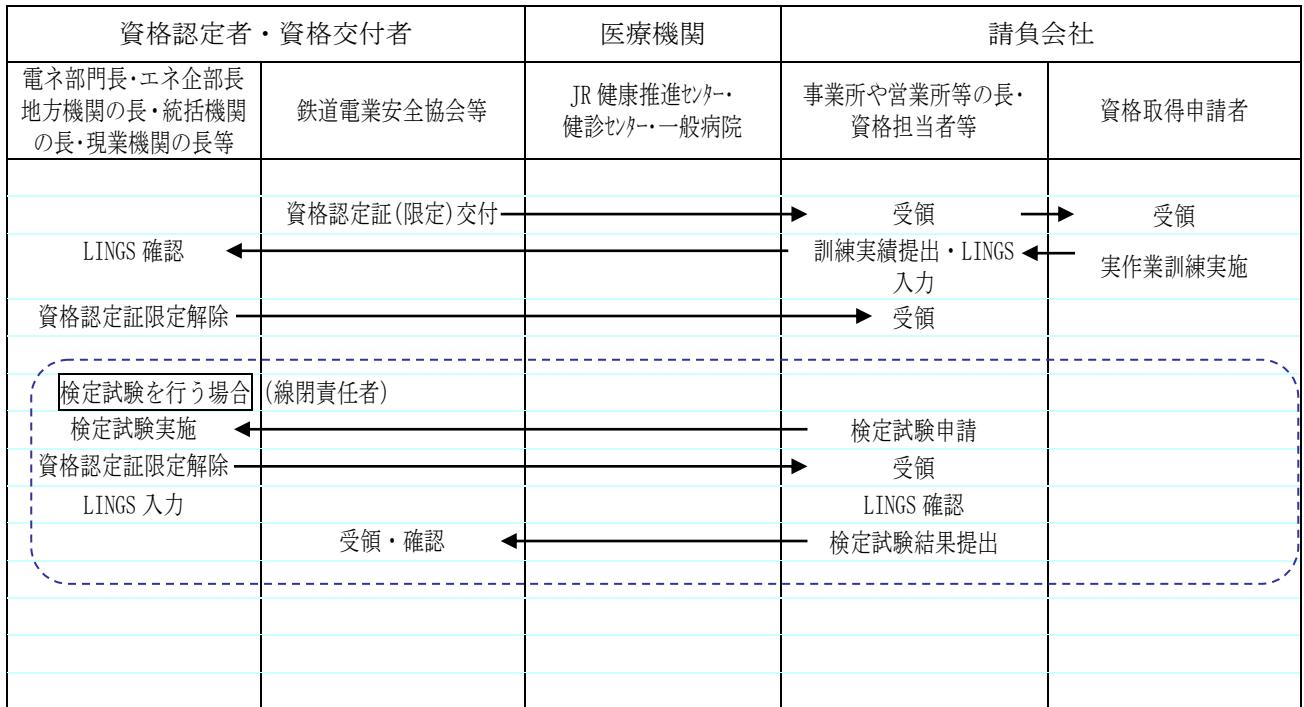
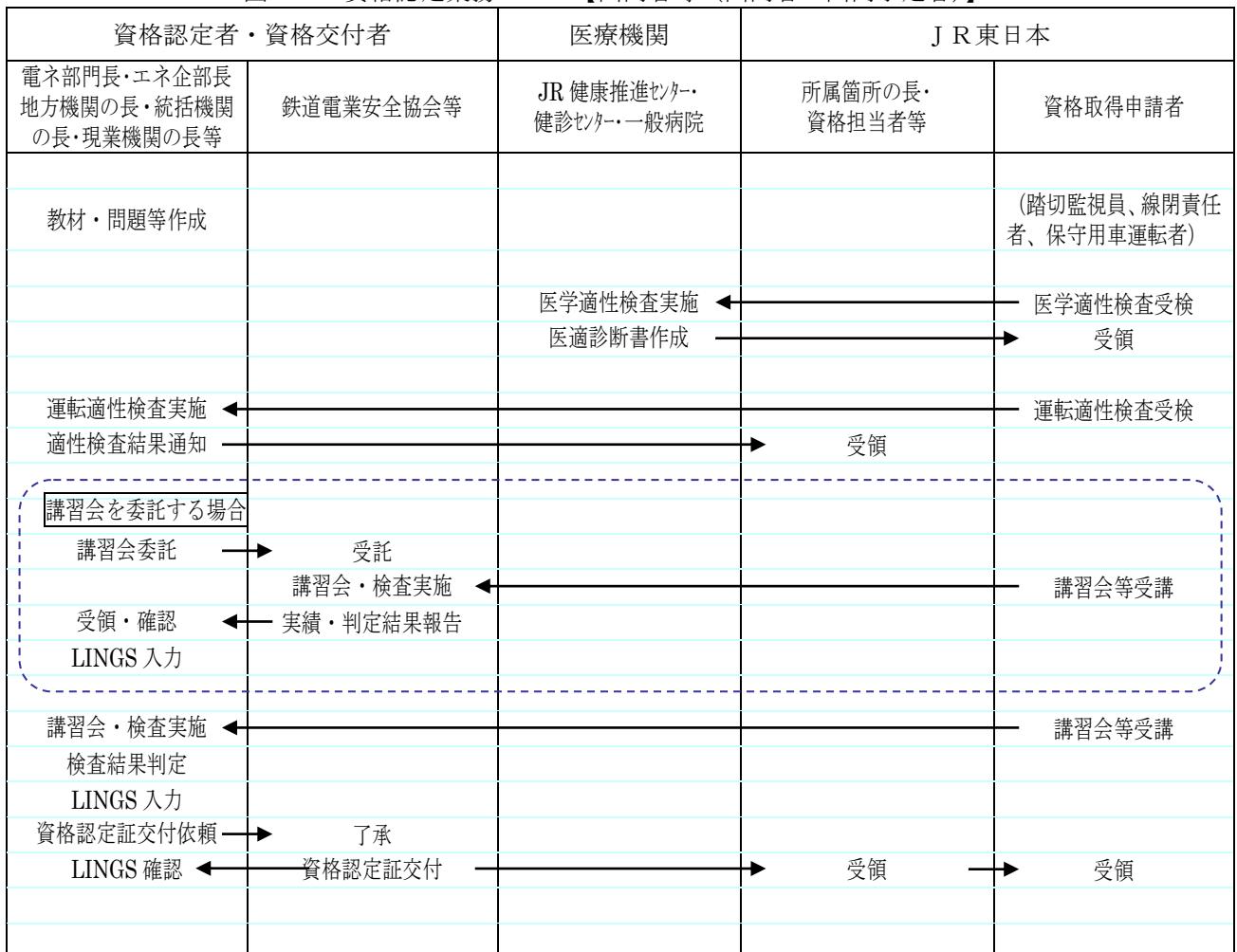


図-4 資格認定業務フロー【出向者等（出向者・出向予定者）】



※地方機関等より資格認定及び交付業務をすべて鉄道電業安全協会等に委嘱する場合は、図-2【一般】のフローとなる。

13. 資格の効力停止及び取消し

当社の契約責任者又は電気ネットワーク部門長は、資格者に不都合な行為があった場合、その資格について一定期間の効力停止又は取消しをすることができる。「不都合な行為」とは、その責において重大な事故（運転事故及び輸送障害若しくは死傷事故等）を発生させた場合、又は監督員等により発生させる恐れがあると認められた場合及び資格認定もしくはその運用において不正な行為を行った場合等をいう。この場合、契約責任者若しくは資格認定機関はLINGSに効力停止又は認定取消し情報を登録する。

また、運転適性検査を受検し「不合格」、または医学適性検査を受検し「他職適」と判定された場合は、運転適性検査及び医学適性検査を必要とする資格について運転適性検査の「合格」、または医学適性検査の「適」の判定が確認できるまで効力停止を行うものとする。なお、効力停止の限度については資格の有効期間までとし、資格の有効期間までに運転適性検査が「適」及び医学適性検査が「適」の判定となる場合、運転適性検査及び医学適性検査を必要とする資格は失効する。

14. 資格者台帳等の整備

資格認定機関は、当社から委嘱された資格認定業務による講習会実績や検査結果、その他の認定業務に関する資料等について保管し、常に資格認定・交付実績（様式5）及び資格者台帳を整備するものとする。同時にLINGSへの登録も行うものとする。また、当社からの要請があった場合には、速やかにそれらの実績や台帳を提出しなければならない。資格認定業務における申請書、講習会実績、検査結果、その他の資料の保存期間は当該資格の有効期限とし、3年間を標準とする。

15. 資格認定証の返納

資格者は、資格認定証が不要となった場合には、みだりに廃棄又は処分せず、速やかに資格交付者に返納する。この際、資格交付者は、LINGSの資格保有情報を更新しなければならない。

16. 資格認定証の再交付

資格者は、交付された資格認定証を紛失若しくは破損した場合、これを速やかに資格交付者に届け出なければならない。

また、資格交付者は、特に必要と認められる場合、資格者の申請に基づき再交付を行うことができる。

17. 資格認定証記載事項の変更

資格者は、交付された資格認定証の記載事項に変更があった場合は資格交付者にその旨を届け、記載事項を変更しなければならない。ただし、裏書の変更など軽微なものはこの限りでない。

18. やむを得ない理由により資格の継続講習を受けられなかった者の措置

災害、病気、法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと、社会の慣習上又は業務遂行上やむを得ない用務が発生したことにより、資格の有効期間までに継続講習が受けられなかった者は、有効期間満了をもって資格を失効する。

ただし、以下の場合は各資格に定める継続講習を受講し、試験及び適性検査（適性検査の有効期限が切れた場合は新規の適性検査を受検すること）に合格することで資格の継続認定を受けることができる。

- ・資格失効後1ヶ月程度後に改めて資格の取得を申請した場合においてやむを得ない理由を証明する書類及び所持している資格認定証を資格認定機関に提出し、資格認定機関がそれを認めた場合。
- ・JR及びJRグループ会社への出向期間中に資格の有効期限を迎える、継続講習が受けられなかった場合において出向を証明する書類及び所持している資格認定証を認定機関に提出し、資格認定機関がそれを認めた場合。ただし、出向解除後、1年未満で資格を継続する場合に限り有効とする。
- ・海外赴任や産前産後休業、育児休業等において資格継続講習を受講できなかった場合においてやむを得ない理由を証明する書類及び所持している資格認定証を資格認定機関に提出し、資格

認定機関がそれを認めた場合。ただし、海外赴任や産前産後休業、育児休業等解除後、1年未満で資格を継続する場合に限り有効とする。

19. 10条教育の受講

10条教育要領に定める10条教育対象の資格所持者は年度1回の頻度で10条教育を受講する。

19-1. 10条教育の済み確認

当社が実施する10条教育を受講した資格者は、受講後に受講実績がLINGSに登録されていることをLINGS又はQRコードにより確認する。当社の工事等に従事するにあたり、前年度若しくは当該年度の受講が確認できない場合は、当該資格者として従事することは出来ない。また教育の実施者はLINGSへ受講記録を登録する。

19-2. 資格の新規又は継続講習における10条教育の取扱い

10条教育要領に定める10条教育対象の資格については、新規又は継続の資格認定講習に10条教育の内容を包含していることから、資格認定機関が実施する資格講習会を受講し、その資格の学力検査及び実技検査の合格判定をもって10条教育を受けたものと認めることとする。(出向者等に対する10条教育の内容を包含した講習も含む)

資格認定講習における10条教育の実績は、資格認定機関が10条教育の対象資格を認定することで、LINGSに自動登録される。

また、10条教育は対象の資格ごとに教育内容が異なるため、資格講習会を受講した年度であっても所持資格により別の10条教育を受講する必要がある。例えば、工事指揮者の教育は10条教育(保守)であり、線閉責任者(在来線・一般)にて必要な10条教育(運転)在来線とは異なるため注意が必要。

資格講習会の年度と資格認定の年度が異なる場合の取扱いは以下の例の通りとなり、講習会を受けた年度に10条教育を受講したこととなる。

例1) 資格講習会と資格認定が同一年度の場合

	2021年度	2022年度
資格スケジュール		5/1 線閉講習会 7/1 線閉責任者(在)認定 
10条教育実績	× (10条教育(運転)在来線受講が必要)	○

例2) 資格講習会と資格認定が異なる年度の場合

	2021年度	2022年度
資格スケジュール	10/1 線閉講習会 	7/1 線閉責任者(在)認定 
10条教育実績	○	× (10条教育(運転)在来線受講が必要)

20. 当社退職者の資格取得要件

当社の社員が退職後に資格を取得する場合は、資格取得要件における対象者の区分は「一般」とし、当社の電気関係技術社員としての業務経験により資格取得要件を与えることとする。

ただし、当社を退職してから1年未満で資格を取得する場合に限り、対象者の区分を「出向者等」として取扱うこととする。

2.1. 資格の体系及び資格認定証の適用区分

資格者が所持する資格で従事できる範囲については、仕様書等の定めによるが、所持している資格で所持と見なされる資格及び当該下位資格の継続講習の要否については表-12による。

表-12 資格の体系及び各資格認定証の適用区分

区分	番号	所持している資格	所持と見なされる資格 (下位資格)										軌道モータカー(特)	軌陸車	架線延線車		
			列車見張員	踏切監視員(ロープ)	踏切監視員(しゃ断機)	線閉責任者(在来線・一般)	線閉責任者(在来線・ATOS)	停電責任者	停電責任者(検電接地)	設計技能者認定	電気工事安全専任管理者	工事技能者認定(特)	信号技術者B	信号技術者A	検修技能者認定B	検修技能者認定A(特)	
保安	1011	列車見張員															
	1021	踏切監視員(ロープ)	○														
	1031	踏切監視員(しゃ断機)	○	○													
手続	2001	線閉責任者(在来線・一般)	○	□													
	2002	線閉責任者(在来線・ATOS)	○	□		◇											
	2003	線閉責任者(新幹線)	○	□													
	2011	停電責任者															
	2021	停電責任者(検電接地)															
工事	3111	設計技能者認定															
	3112	設計技能者認定(特)	○							△							
	3201	電気工事安全専任管理者	○	□													
	3211	工事技能者認定					▽		△								
	3212	工事技能者認定(特)	○	□	☆		▽		△△△△								
	3521	信号技術者B															
	3522	信号技術者A										○					
検修	4201	検修技能者認定B					▽										
	4202	検修技能者認定B(特)	○	□	☆		▽			△			△				
	4211	検修技能者認定A					▽							△			
	4212	検修技能者認定A(特)	○	□	☆		▽		△				△△△				
運転	5201	軌陸車															
	5211	軌道モータカー(特)															
	5221	架線延線車												○			

○ 下位の資格を所持と見なし、下位資格の継続講習等が必要のないもの。

◇ 同じ手続き(「線閉」「保車」「保作」)に限り、○の扱いとなるもの。

△ 同じ業種(「電力機器」「電力線路」「情報制御設備」)に限り、○の扱いとなるもの。

▽ 業種が「電力機器」「電力線路」に限り下位の資格の所持とみなし、下位資格の継続講習等が必要ないもの。

□ 医学適性検査2種の適性が確認できる場合は従事可能

☆ 所持している資格の業種が「情報制御設備」であり、かつ医学適性検査2種の適性が確認できる場合は従事可能。

第3章 細則

2.2. 資格取得要件及び講習内容等

資格別の取得要件及び講習内容、検査の判定基準等については、以下に示す細則によるものとする。

資格名		1011	列車見張員		新規												
資格取得要件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会			検査									
	一般	鉄道関係の工事等に従事する者。			○	○	○	○	○	○							
講習会	講習会名称	指導内容		標準指導日数													
	鉄道基本講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) ・列車運行の基本 (運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・触車及び踏切に関する事故事例と事故防止		1. 5日間 (学力検査を含む)													
	踏切警備員講習	・踏切警備員の任務に関する事項															
	実技訓練	・列車見張員の合図、責任者等との連絡、作業員の待避確認の訓練等 ・列車防護の実地訓練 (屋外のレールが敷設された場所において実践的な訓練を実施) ただし、列車防護の実地訓練証明書(様式2-3)をもって実地訓練を省略することができる		0. 5日間 (実技検査を含む)													
検査	検査名称	検査内容		判定基準													
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率80%以上													
	実技検査	実技訓練の訓練内容		講習内容を修得													
	運転適性検査	B類															
資格の有効期間		1年間 (資格認定証に記載する期限まで)															
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長															
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長															
所持とみなされる資格																	
記事																	

資格名		1011	列車見張員		継続												
継続認定要件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査										
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			○	○	○	○	○	○							
講習会	講習会名称	指導内容		標準指導日数													
	鉄道基本講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) ・列車運行の基本 (運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・触車及び踏切に関する事故事例と事故防止		1. 0日間 (学力検査を含む) (実技検査を含む)													
	踏切警備員講習	・踏切警備員の任務に関する事項															
	実技訓練	・列車見張員の合図、責任者等との連絡、作業員の待避確認の訓練等 ・列車防護の訓練															
検査	検査名称	検査内容		判定基準													
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率80%以上													
	実技検査	実技訓練の訓練内容		講習内容を修得													
	運転適性検査	B類															
資格の有効期間		1年間(資格認定証に記載する期限まで)															
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長															
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長															
所持とみなされる資格																	
記事																	

資格名		1021	踏切監視員(ロープ)		新規							
資格取得要件	対象者区分	申請条件	推薦状	講習会			検査					
				鉄道	踏警	実技	学力	実技	運適	医適		
	一般・出向者等	列車見張員資格取得後 ^(特) 工事に1年以上の従事経験があるもの。 又は、専ら列車見張員として ^(特) 工事に従事する場合は1年間に列車見張員として20回以上の従事経験。		○	○	○	○	○	○	○		
講習会	講習会名称	指導内容	標準指導日数									
	鉄道基本講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) ・列車運行の基本 (運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・触車及び踏切に関する事故事例と事故防止	1. 0日間 (学力検査を含む) (実技検査を含む)									
	踏切警備員講習	・踏切警備員の責務に関する事項										
	踏切監視員(ロープ)講習	・踏切監視員(ロープ)の責務に関する事項										
	実技訓練	・列車見張員の合図、責任者等との連絡、作業員の待避確認の訓練等 ・踏切監視員(ロープ)の通行者等に対する一旦停止及び注意喚起の訓練 ・列車防護の訓練										
検査	検査名称	検査内容	判定基準									
	学力検査	受講した講習会の指導内容	正解率80%以上									
	実技検査	実技訓練の訓練内容	講習内容を修得									
	運転適性検査	B類										
	医学適性検査	第2種										
資格の有効期間		1年間 (資格認定証に記載する期限まで)										
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长										
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长										
所持とみなされる資格		列車見張員										
記事		※実務経歴確認書の様式は別紙に定めるものを使用すること。										

資格名		1021	踏切監視員(ロープ)		継続							
継続認定要件	対象者区分	申請条件	推薦状	講習会			検査					
				鉄道継	踏警	実技	学力	実技	運適	医適		
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)		○	○	○	○	○	○	○		
講習会	講習会名称	指導内容	標準指導日数									
	鉄道基本講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) ・列車運行の基本 (運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・触車及び踏切に関する事故事例と事故防止	1. 0日間 (学力検査を含む) (実技検査を含む)									
	踏切警備員講習	踏切警備員の責務に関する事項										
	踏切監視員(ロープ)講習	踏切監視員(ロープ)の責務に関する事項										
	実技訓練	・列車見張員の合図、責任者等との連絡、作業員の待避確認の訓練等 ・踏切監視員(ロープ)の通行者等に対する一旦停止及び注意喚起の訓練等 ・列車防護の訓練										
検査	検査名称	検査内容	判定基準									
	学力検査	受講した講習会の指導内容	正解率80%以上									
	実技検査	実技訓練の訓練内容	講習内容を修得									
	運転適性検査	B類										
資格の有効期間		1年間 (資格認定証に記載する期限まで)										
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長										
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長										
所持とみなされる資格		列車見張員										
記事												

資格名		1031	踏切監視員(しゃ断機)		新規													
資格取得要件	対象者区分	申請条件	推薦状	講習会		検査												
				踏 し ゃ	実 技		学 力	運 適	医 適									
	一般・出向者等	工事技能者認定特の取得条件と同じとする		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
講習会	講習会名称	指導内容	標準指導日数															
	踏切監視員(しゃ 断機)	工事技能者認定特の講習会における踏切しや断機の機構に係る事柄	工事技能者認定特と同様とす る															
	実技訓練	工事技能者認定特の講習会における踏切しや断機の機構に係る事柄	工事技能者認定特と同様とす る															
検査	検査名称	検査内容	判定基準															
	学力検査	工事技能者認定特の講習会における踏切しや断機の機構に係る事柄	工事技能者認定特と同様とす る															
	運動適性検査	B類																
	医学適性検査	第2種																
資格の有効期間	3年間（資格認定証に記載する期限まで）																	
資格認定業務の実施	電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、（一社）鉄道電業安全協会会長																	
資格認定証の交付	（一社）鉄道電業安全協会会長																	
所持とみなされる資格	列車見張員、踏切監視員(ロープ)																	
記事																		

資格名		1031	踏切監視員(しゃ断機)		継 続										
資格取得要件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査								
					踏 し ゃ	実 技	学 力	運 適	医 適						
	当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)				<input type="radio"/>										
講習会	講習会名称	指 導 内 容		標準指導日数											
	踏切監視員(しゃ 断機)	工事技能者認定 ^特 の講習会における踏切しゃ断機の機構に係る事柄		工事技能者認定 ^特 と同様と する											
	実技訓練	工事技能者認定 ^特 の講習会における踏切しゃ断機の機構に係る事柄		工事技能者認定 ^特 と同様とす る											
検査	検査名称	検 査 内 容		判定基準											
	学力検査	工事技能者認定 ^特 の講習会における踏切しゃ断機の機構に係る事柄		工事技能者認定 ^特 と同様とす る											
	運転適性検査	B類													
	医学適性検査	第2種													
資格の有効期間		3年間 (資格認定証に記載する期限まで)													
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长													
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长													
所持とみなされる資格		列車見張員、踏切監視員(ロープ)													
記 事															

資格名		2001 線閉責任者（在来線・一般）(手續区分：線閉、保車、保作)							新規																		
資格取得要件	対象者	経験年数等	選考試験	講習会		地域特情	実作業訓練	検査																			
				線閉	実技			学力	実技	検定	運適	医適															
一般	一般	19歳（年度末年齢）以上で、列車見張員資格を取得後、特工事に2年以上（JR他社（貨物含む）の実務経験を含む。）従事し、かつその間において列車見張員として毎年4回以上従事経験がある者。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>														
		JR他社（貨物含む）において同等の資格認定証を有している者。		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>														
出向者等	出向者等	当社において、在来線における線閉責任者、保守用車責任者又は保守手続責任者のいずれかの経験を有する者。		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>														
		現業機関の長は、資格取得希望者の資質を現場選考試験により確認し、「現場選考試験結果通知書」（別紙2001-2）により資格認定機関の長へ推薦する。																									
講習会	講習会名称	指導内容							標準指導日数																		
	線閉責任者講習会	<input type="radio"/> 運転取扱実施基準等運転に関する法令及び規程に関する事項 <input type="radio"/> 在来線の線路閉鎖工事等に関する事項 （線路閉鎖工事、保守用車使用、保守作業） <input type="radio"/> 線路閉鎖等の責任者として駅長等との打合せに関する事項 <input type="radio"/> 異常時の処置、連絡等に関する事項 <input type="radio"/> その他必要と認める事項							1.0日間 (学力検査を含む)																		
実作業訓練	実技訓練	<input type="radio"/> 線路閉鎖工事、保守用車使用の各手続きに関し、下記項目について実施。 【一般】 ・手続の手順 ・申込書の記載要領、駅長、CTCセンター等への申込要領 ・列車運転状況の確認方法 ・異常時の連絡取扱い手順 ・その他必要と認める訓練							【一般】 1.0日間 (実技検査を含む)																		
		<input type="radio"/> 運転取扱い、異常時の処置・連絡体制、駅長等との打合せなどに関する地域特情的要素の解説を行うとともに、必要により訓練を実施。							必要により																		
実作業訓練		<input type="radio"/> 経験豊富な有資格者の指導の下で、実際の工事において線閉責任者として従事することにより実作業訓練を実施。 <input type="radio"/> 線路閉鎖、保守用車、保守作業を各右記回数実施。 <input type="radio"/> 指導者は、訓練者の技能を確認・指導。							【一般】 2回以上																		
検査	検査名称	検査内容			判定基準																						
	学力検査	受講した講習会の指導内容			正解率80%以上																						
	実技検査	実技訓練の訓練内容			技能チェックリスト(別紙2001-3)による																						
	実作業検定試験	実際に線閉責任者として従事し、現業機関の長が試験を実施			技能チェックリスト(別紙2001-3)による																						
	運転適性検査	B類																									
記事	医学適性検査	第3種			通則「医学適性検査（第3種）の判定基準」参照																						
	資格有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)																									
	資格認定者	電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长および本社が委嘱した資格認定機関の長																									
	資格交付者	(一社)鉄道電業安全協会会长																									
	所持とみなされる資格	列車見張員、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)																									
記事			<input type="radio"/> 資格者の所属会社は、当該資格者に対して以下の区分に応じ、経験豊富な資格者が立会い、指導を行う実作業訓練を実施し「教育実施記録」に記録しておくこと。 (1) 限定解除に必要な実作業訓練 <table border="1" data-bbox="436 1763 1437 1830"> <tr> <td>手続区分</td> <td>限定資格取得後1年以内</td> <td>限定資格取得後1年以降</td> </tr> <tr> <td>「線閉」・「保車※」・「保作」</td> <td>2回以上(紙)</td> <td>3回以上(紙)</td> </tr> </table> <p>※「保車」の者は、実作業訓練に加え、脱線復旧訓練を実施すること。(過去1年以内の実績があれば省略可)</p> (2) 安全対策として必要な実作業訓練 限定解除後、過去1年間にいづれの手続区分にも従事した実績が無い場合、「線閉」・「保車」・「保作」のいずれかの手続区分について、合わせて3回以上の実作業訓練を行う。 ただし、今後直近で従事する予定の手続区分は、必ず1回以上、実作業訓練を行うこと。												手続区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以降	「線閉」・「保車※」・「保作」	2回以上(紙)	3回以上(紙)							
手続区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以降																									
「線閉」・「保車※」・「保作」	2回以上(紙)	3回以上(紙)																									

資格名	2001	線閉責任者（在来線・一般）(手續区分：線閉、保車、保作)	継 続													
継続認定要件	所持資格等		選考試験	講習会	検査											
				線閉	学力	運適	医適									
継続認定要件	当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る)			○	○	○	○									
講習会名称	指 導 内 容			標準指導日数												
講習会 ● 線閉責任者	○運転取扱実施基準等運転に関する法令及び規程に関する事項 ○在来線の線路閉鎖工事等に関する事項 (線路閉鎖工事、保守用車使用、保守作業) ○線路閉鎖等の責任者として駅長等との打合せに関する事項 ○異常時の処置、連絡等に関する事項 ○最近の事故事例と対策 ○その他必要と認める事項			1.0日間 (学力検査を含む)												
検査名称	検査内容		判定基準													
学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率80%以上													
運転適性検査	B類															
医学適性検査	第3種		通則「医学適性検査（第3種）の判定基準」参照													
資格有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)															
資格認定者	電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長および本社が委嘱した資格認定機関の長															
資格交付者	(一社)鉄道電業安全協会会長															
所持とみなされる資格	列車見張員、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)															
記事	○資格者の所属会社は、当該資格者に対して以下の手続区分に応じ、経験豊富な資格者が立会い、指導を行う実作業訓練を実施し「教育実施記録」に記録しておくこと。 (1) 限定解除に必要な実作業訓練 ・新たに手続区分を限定解除する場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>手続区分</td> <td>限定資格取得後1年以内</td> <td>限定資格取得後1年以降</td> </tr> <tr> <td>「線閉」・「保車※」・「保作」</td> <td>2回以上(紙)</td> <td>3回以上(紙)</td> </tr> </table> ※「保車」の者は、実作業訓練に加え、脱線復旧訓練を実施すること。(過去1年以内の実績があれば省略可) (2) 安全対策として必要な実作業訓練 ・限定解除後、過去1年間にいずれの手続区分にも従事した実績が無い場合、「線閉」・「保車」・「保作」のいずれかの手続区分について、合わせて3回以上の実作業訓練を行う。 ただし、今後直近で従事する予定の手続区分は、必ず1回以上、実作業訓練を行う。							手続区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以降	「線閉」・「保車※」・「保作」	2回以上(紙)	3回以上(紙)			
手続区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以降														
「線閉」・「保車※」・「保作」	2回以上(紙)	3回以上(紙)														

資格名		2002 線閉責任者(在来線・ATOS) (手續区分: 線閉、保車、保作)	新規																									
資格取得要件	対象者	経験年数等	選考試験	講習会		地域特情	東実作業訓練	検査																				
				線閉	実技			学力	実技	検定	運適	医適																
	一般	19歳(年度末年齢)以上で、列車見張員資格を取得後、特工事に2年以上(JR他社(貨物含む)の実務経験を含む。)従事し、かつその間において列車見張員として毎年4回以上従事経験がある者。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																
		線閉責任者(在来線・一般)を有している者		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																
		JR他社(貨物含む)において同等の資格認定証を有している者。		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																
	出向者等	当社において、在来線における線閉責任者、保守用車責任者又は保守手続責任者のいずれかの経験を有する者。		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																
現場選考試験		現業機関の長は、資格取得希望者の資質を現場選考試験により確認し、「現場選考試験結果通知書」(別紙2001-2)により資格認定機関の長へ推薦する。																										
講習会	講習会名称	指導内容								標準指導日数																		
	線閉責任者講習会	<input type="radio"/> 運転取扱基準等運転に関する法令及び規程に関する事項 <input type="radio"/> 在来線の線路閉鎖工事等に関する事項 (線路閉鎖工事、保守用車使用、保守作業) <input type="radio"/> 線路閉鎖等の責任者として駅長等との打合せに関する事項 <input type="radio"/> 異常時の処置、連絡等に関する事項 <input type="radio"/> その他必要と認める事項								1.0日間 (学力検査を含む)																		
	実技訓練	一般	<ul style="list-style-type: none">手続の手順・申込書の記載要領、駅長、CTCセンター等への申込要領列車運転状況の確認方法異常時の連絡取扱い手順、その他必要と認める訓練								【一般】 1.0日 【ATOS】 1.0日 (実技検査を含む)																	
		ATOS	<ul style="list-style-type: none">手続の手順ATOS作業申込書の記載要領及びATOS情報端末への入力要領ATOS作業用端末の取扱い、列車運転状況の確認方法異常時の連絡取扱い手順、その他必要と認める訓練																									
	地域特情講習	<input type="radio"/> 運転取扱い、異常時の処置・連絡体制、駅長等との打合せなどに関する地域特情的要素の解説を行うとともに、必要により訓練を実施。								必要により																		
	実作業訓練	<input type="radio"/> 経験豊富な有資格者の指導の下で、実際の工事において線閉責任者として従事することにより実作業訓練を実施。 <input type="radio"/> 線路閉鎖、保守用車、保守作業を各右記回数実施。 <input type="radio"/> 指導者は、訓練者の技能を確認・指導。								【一般】 1回以上 【ATOS】 2回以上 計3回以上																		
検査	検査名称	検査内容				判定基準																						
	学力検査	受講した講習会の指導内容				正解率80%以上																						
	実技検査	実技訓練の訓練内容				技能チェックリスト(別紙2001-3)による																						
	実作業検定試験	実際に線閉責任者として従事し、現業機関の長が試験を実施				技能チェックリスト(別紙2001-3)による																						
	運転適性検査	B類																										
	医学適性検査	第3種				通則「医学適性検査(第3種)の判定基準」参照																						
資格有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)																										
資格認定者		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長および本社が委嘱した資格認定機関の長																										
資格交付者		(一社)鉄道電業安全協会会長																										
所持とみなされる資格		列車見張員、線閉責任者(在来線・一般)、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)																										
記事		<input type="radio"/> 資格者の所属会社は、当該資格者に対して以下の区分に応じ、経験豊富な資格者が立会い、指導を行う実作業訓練を実施し「教育実施記録」に記録しておくこと。 (1)限定解除に必要な実作業訓練 <ul style="list-style-type: none">新たに手続区分を限定解除する場合																										
		<table border="1"><tr><td>手続区分</td><td>限定資格取得後1年以内</td><td>限定資格取得後1年以後</td></tr><tr><td>「線閉」「保車※1」「保作」</td><td>3回以上(うちATOS2回以上)※2</td><td></td></tr></table>				手続区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以後	「線閉」「保車※1」「保作」					3回以上(うちATOS2回以上)※2														
手続区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以後																										
「線閉」「保車※1」「保作」	3回以上(うちATOS2回以上)※2																											
※1「保車」の者は、実作業訓練に加え、脱線復旧訓練を実施すること。(過去1年以内の実績があれば省略可)																												
※2 ATOSのみで実作業訓練を行った者が、初めて紙線閉に従事する場合は、事前に紙線閉による実作業訓練を1回以上実施する。																												
※3 線閉責任者(在来線・一般)の業務にのみ従事する場合は細則2001「線閉責任者(在来線・一般)」の取扱いによる。																												
(2)安全対策として必要な実作業訓練 <ul style="list-style-type: none">限定解除後、過去1年間にいずれの手続区分にも従事した実績が無い場合、「線閉」「保車」「保作」のいずれかの手続区分について、合わせて3回以上(うちATOS2回以上)の実作業訓練を行う。 ただし、今後直近で従事する予定の手続区分は、必ず1回以上の実作業訓練を行う。 ※ATOSに関する実技訓練及び実技検査のみを実施する。																												

資格名	2002 線閉責任者（在来線・ATOS）（手續区分：線閉、保車、保作）	継続														
継続認定要件	所持資格等 当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る）	選考試験	講習会	検査												
			線閉	学力	運適	医適										
			○	○	○	○										
講習会名称	指導内容				標準指導日数											
講習会 ●	○運転取扱実施基準等運転に関する法令及び規程に関する事項 ○在来線の線路閉鎖工事等に関する事項 （線路閉鎖工事、保守用車使用、保守作業） ○線路閉鎖等の責任者として駅長等との打合せに関する事項 ○異常時の処置、連絡等に関する事項 ○最近の事故事例と対策 ○その他必要と認める事項				1.0日間 (学力検査を含む)											
	検査名称	検査内容		判定基準												
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率80%以上												
	運転適性検査	B類														
	医学適性検査	第3種		通則「医学適性検査（第3種）の判定基準」参考												
	資格有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)														
	資格認定者	電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 (一社)鉄道電業安全協会会长および本社が委嘱した資格認定機関の長														
資格交付者	(一社)鉄道電業安全協会会长															
	所持とみなされる資格	列車見張員、線閉責任者(在来線・一般)、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)														
記事	○資格者の所属会社は、当該資格者に対して以下の区分に応じ、経験豊富な資格者が立会い、指導を行う実作業訓練を実施し「教育実施記録」に記録しておくこと。 (1)限定解除に必要な実作業訓練 ・新たに手続区分を限定解除する場合															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続区分</th><th>限定資格取得後1年以内</th><th>限定資格取得後1年以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「線閉」・「保車※1」・「保作」</td><td>3回以上(うちATOS2回以上)※2</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>2回以上(紙)※3</td><td>3回以上(紙)※3</td></tr> </tbody> </table>						手続区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以降	「線閉」・「保車※1」・「保作」	3回以上(うちATOS2回以上)※2			2回以上(紙)※3	3回以上(紙)※3	
手続区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以降														
「線閉」・「保車※1」・「保作」	3回以上(うちATOS2回以上)※2															
	2回以上(紙)※3	3回以上(紙)※3														
※1 「保車」の者は、実作業訓練に加え、脱線復旧訓練を実施すること。(過去1年以内の実績があれば省略可)																
※2 ATOSのみで実作業訓練を行った者が、初めて紙線閉に従事する場合は、事前に紙線閉による実作業訓練を1回以上実施する。																
※3 紙線閉による実作業訓練を実施して検定試験に合格すれば、線閉責任者(在来線・一般)の業務に従事できる。																
(2)安全対策として必要な実作業訓練 ・限定解除後、過去1年間にいずれの手続区分にも従事した実績が無い場合、「線閉」・「保車」・「保作」のいずれかの手続区分について、合わせて3回以上(うちATOS2回以上)の実作業訓練を行う。 ただし、今後直近で従事する予定の手続区分は、必ず1回以上の実作業訓練を行う。																

資格名		2003	線閉責任者（新幹線）(手続区分：線閉、保車、信停)						新規																			
資格取得要件	対象者	経験年数等			選考試験	講習会		地域特情	実作業訓練	検査																		
		線閉	実技	学力		実技	検定			運適	医適																	
	一般	19歳（年度末年齢）以上で、列車見張員資格を取得後、特工事に2年以上（JR他社（貨物含む）の実務経験を含む。）従事し、かつその間ににおいて列車見張員（作時帯における見張員も含む）として毎年4回以上従事経験がある者。			○	○	○	○	○	○	○	○	○															
		JR他社（貨物含む）において同等の資格認定証を有している者。				○		○	○	○	○	○	○															
	出向者等	当社において、在来線または新幹線における線閉責任者、保守用車責任者又は保守手続責任者のいずれかの経験を有する者。				○		○				○	○															
現場選考試験		現業機関の長は、資格取得希望者の資質を現場選考試験により確認し、「現場選考試験結果通知書」（別紙2001-2）により資格認定機関の長へ推薦する。																										
講習会	講習会名称	指導内容								標準指導日数																		
	線閉責任者講習会	○新幹線運転取扱実施基準等運転に関する法令及び規程に関する事項 ○新幹線の線路閉鎖工事、保守用車使用、信号停止工事等に関する事項 ○線路閉鎖等の責任者として駅長等との打合せに関する事項 ○保守用ハンディ端末の取扱いに関する事項 ○異常時の処置、連絡等に関する事項 ○その他必要と認める事項								1. 0日間 (学力検査を含む)																		
	実技訓練	○線路閉鎖工事、保守用車使用の各手続きに關し、下記項目について実施。 ・手続の手順 ・申込書の記載要領、運行本部等への申込要領 ・保守用ハンディ端末の取扱い方法 ・異常時の連絡取扱い手順 ・その他必要と認める訓練								各1. 0日間 (実技検査を含む)																		
	地域特情講習	○運転取扱い、異常時の処置・連絡体制、駅長等との打合せなどに関する地域特情的要素の解説を行うとともに、必要により訓練を実施。								必要により																		
	実作業訓練	○経験豊富な有資格者の指導の下で、実際の工事において線閉責任者として従事することにより実作業訓練を実施。 ○線路閉鎖、保守用車、信号停止を各右記回数実施。 ○指導者は、訓練者の技能を確認・指導。								2回以上																		
検査	検査名称	検査内容				判定基準																						
	学力検査	受講した講習会の指導内容				正解率80%以上																						
	実技検査	実技訓練の訓練内容				技能チェックリスト（別紙2001-3-2）による																						
	実作業検定試験	実際に線閉責任者として従事し、現業機関の長が試験を実施				技能チェックリスト（別紙2001-3-2）による																						
	運転適性検査	B類																										
資格有効期間		3年間（資格認定証に記載する期限まで）																										
資格認定者		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、（一社）鉄道電業安全協会会長および本社が委嘱した資格認定機関の長																										
資格交付者		（一社）鉄道電業安全協会会長																										
所持とみなされる資格		列車見張員																										
記事		<p>○ 資格者の所属会社は、当該資格者に対して以下の区分に応じ、経験豊富な資格者が立会い、指導を行う実作業訓練を実施し「教育実施記録」に記録しておくこと。</p> <p>(1) 限定解除に必要な実作業訓練</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手続区分</th> <th colspan="2">限定資格取得後</th> <th rowspan="2">特記事項</th> </tr> <tr> <th>1年以内</th> <th>1年以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「線閉」</td> <td rowspan="3">2回以上</td> <td rowspan="3">3回以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>「保車」</td> <td>実作業訓練に加え、脱線復旧訓練を実施すること。 (過去1年以内の実績があれば省略可)</td> </tr> <tr> <td>「信停」</td> <td>・列車集中制御を行わない線路において実施する信号停止工事が該当し、作業時間帯の本線で行う信号停止工事は線閉責任者（新幹線）としての作業実績には当たらない。 ・「信停」の限定解除をした者は、「線閉」も限定解除とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 安全対策として必要な実作業訓練</p> <p>・限定解除後、過去1年間にいずれの手続区分にも従事した実績が無い場合、「線閉」・「保車」・「信停」のいずれかの手続区分について、合わせて3回以上の実作業訓練を行う。 ただし、今後直近で従事する予定の手続区分は、必ず1回以上の実作業訓練を行う。</p>													手続区分	限定資格取得後		特記事項	1年以内	1年以降	「線閉」	2回以上	3回以上	-	「保車」	実作業訓練に加え、脱線復旧訓練を実施すること。 (過去1年以内の実績があれば省略可)	「信停」	・列車集中制御を行わない線路において実施する信号停止工事が該当し、作業時間帯の本線で行う信号停止工事は線閉責任者（新幹線）としての作業実績には当たらない。 ・「信停」の限定解除をした者は、「線閉」も限定解除とする。
手続区分	限定資格取得後		特記事項																									
	1年以内	1年以降																										
「線閉」	2回以上	3回以上	-																									
「保車」			実作業訓練に加え、脱線復旧訓練を実施すること。 (過去1年以内の実績があれば省略可)																									
「信停」			・列車集中制御を行わない線路において実施する信号停止工事が該当し、作業時間帯の本線で行う信号停止工事は線閉責任者（新幹線）としての作業実績には当たらない。 ・「信停」の限定解除をした者は、「線閉」も限定解除とする。																									

資格名	2003	線閉責任者（新幹線）(手續区分：線閉、保車、信停)	継 続														
継続認定要件	所持資格等		選考試験	講習会	検査												
	当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る)			線閉	学力	運適											
講習会名称	指導内容				標準指導日数												
講習会 線閉責任者 	○新幹線運転取扱実施基準等運転に関する法令及び規程に関する事項 ○新幹線の線路閉鎖工事、保守用車使用、信号停止工事等に関する事項 ○線路閉鎖等の責任者として駅長等との打合せに関する事項 ○保守用ハンディ端末の取扱いに関する事項 ○異常時の処置、連絡等に関する事項 ○最近の事故事例と対策 ○その他必要と認める事項				1. 0日間 (学力検査を含む)												
検査名称	検査内容		判定基準														
学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率80%以上														
運転適性検査	B類																
医学適性検査	第3種		通則「医学適性検査（第3種）の判定基準」参照														
資格有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)																
資格認定者	電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 (一社)鉄道電業安全協会会长および本社が委嘱した資格認定機関の長																
資格交付者	(一社)鉄道電業安全協会会长																
所持とみなされる資格	列車見張員																
記事	○ 資格者の所属会社は、当該資格者に対して以下の区分に応じ、経験豊富な資格者が立会い、指導を行う実作業訓練を実施し「教育実施記録」に記録しておくこと。 (1) 限定解除に必要な実作業訓練																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手続区分</th> <th colspan="2">限定資格取得後</th> <th rowspan="2">特記事項</th> </tr> <tr> <th>1年以内</th> <th>1年以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「線閉」</td> <td rowspan="3">2回以上</td> <td rowspan="3">3回以上</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>「保車」</td> <td>実作業訓練に加え、脱線復旧訓練を実施すること。 (過去1年内の実績があれば省略可)</td> </tr> <tr> <td>「信停」</td> <td>・列車集中制御を行わない線路において実施する信号停止工事が該当し、作業時間帯の本線で行う信号停止工事は線閉責任者（新幹線）としての作業実績には当たらない。 ・「信停」の限定解除をした者は、「線閉」も限定解除とする。</td> </tr> </tbody> </table> (2) 安全対策として必要な実作業訓練 •限定解除後、過去1年間にいずれの手続区分にも従事した実績が無い場合、「線閉」・「保車」・「信停」のいずれかの手続区分について、合わせて3回以上の実作業訓練を行う。 ただし、今後直近で従事する予定の手続区分は、必ず1回以上の実作業訓練を行う。				手続区分	限定資格取得後		特記事項	1年以内	1年以降	「線閉」	2回以上	3回以上	-	「保車」	実作業訓練に加え、脱線復旧訓練を実施すること。 (過去1年内の実績があれば省略可)	「信停」
手続区分	限定資格取得後		特記事項														
	1年以内	1年以降															
「線閉」	2回以上	3回以上	-														
「保車」			実作業訓練に加え、脱線復旧訓練を実施すること。 (過去1年内の実績があれば省略可)														
「信停」			・列車集中制御を行わない線路において実施する信号停止工事が該当し、作業時間帯の本線で行う信号停止工事は線閉責任者（新幹線）としての作業実績には当たらない。 ・「信停」の限定解除をした者は、「線閉」も限定解除とする。														

資格名		2011	停電責任者		新規												
資格取得要件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査			その他							
		停電	実技		学力	実技	運適										
	一般	労働安全衛生法及び同規則に基づく「特別教育」を修了し、 ^特 若しくは ^運 工事の実務経験が2年以上の者。	<input type="radio"/>														
講習会	講習会名称	指導内容		標準指導日数													
	停電責任者講習	・電力設備の概要、き配電方式と停電等の概念 ・停電工事に関する諸規程等(安衛法、系統制、停電手続規程) ・停電工事の計画及び手続き、開閉器操作、検電接地の方法 ・開閉器及び断路器操作の注意事項 ・感電に関する事故事例と事故防止		1. 0日間 (学力検査を含む)													
	実技訓練	・停電工事の計画及び手続きの方法 ・停電上申書等の記載要領、電力指令等への申込方法 ・携帯電話及び作業用端末の取扱い(打合せ、着手、終了) ・異常時の処置、連絡方法		1. 0日間 (実技検査を含む)													
検査	検査名称	検査内容		判定基準													
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上													
	実技検査	実技訓練の指導内容		「チェックリスト」による													
その他	運転適性検査	B類															
	技能確認	資格取得者が最初に従事するにあたり、経験豊富な資格者による技能確認を実施する。(所属会社が自主的に計画し実施する。)		2回以上													
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)															
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長															
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長															
所持とみなされる資格																	
記事		①実技検査は別紙2011「停電責任者チェックリスト」を使用する ②技能確認は、「在来線直流」「在来線交流」「新幹線」ごとに行う。 ③技能確認は以下により行い、別紙3211「教育実施記録」に記録する。 ・新規取得者-----2回以上 ・資格取得後一時従事したが、過去1年以上従事していない者-----1回以上 ・資格取得後一度も従事せず、取得後1年以上経過した者-----3回以上															

資格名		2011	停電責任者		継 続											
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状 停電・継	講習会		検査		その他							
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			○		○	○								
講 習 会	講習会名称	指 導 内 容		標準指導日数												
	停電責任者講習 <small>継</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・電力設備の概要、き配電方式と停電等の概念 ・停電工事に関する諸規程等(安衛法、系統制、停電手続規程) ・停電工事の計画及び手続き、開閉器操作、検電接地の方法 ・開閉器及び断路器操作の注意事項 ・感電に関する事故事例と事故防止 		1. 0 日間 (学力検査を含む)												
検 査	検査名称	検 査 内 容		判定基準												
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率 70 %以上												
その 他	運転適性検査	B類														
資格の有効期間		3年間 (資格認定証に記載する期限まで)														
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长														
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长														
所持とみなされる資格																
記 事																

資格名		2021	停電責任者（検電接地）		新規												
資格取得要件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査			その他							
		停電	実技		学力	実技	運適										
	一般	当社において、過去2年以上にわたり停電工事に継続的に従事した経験を有する者。	<input type="radio"/>														
	出向者等	当社において、停電責任者（検電接地）の資格の研修終了証明書※を有する者。						<input type="radio"/>									
講習会	講習会名称	指導内容		標準指導日数													
	停電責任者（検電接地）講習	・電気及び電気設備に関する基礎知識 ・停電工事に関する規程等(電気設備系統制基準、電車線路停電工事手続) ・停電工事の計画及び手続き、検電接地の方法 ・感電に関する事故事例、事故防止、異常時の処置 ・検電接地装置の取扱い		2.0日間 (学力検査を含む)													
	実技訓練	・停電工事の計画及び手続きの方法 ・検電接地作業手順 ・停電上申書等の記載要領、電力指令等への申込方法 ・系統制に関する連絡確認方法 ・事故防止、異常時の処置		1.0日間 (実技検査を含む)													
検査	検査名称	検査内容		判定基準													
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上													
	実技検査	実技訓練の指導内容		「チェックリスト」による													
その他	運転適性検査	B類															
	技能確認	資格取得者が最初に従事するにあたり、経験豊富な資格者による技能確認を実施する。(所属会社が自主的に計画し実施する。)		2回以上													
資格の有効期間		3年間（資格認定証に記載する期限まで）															
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長															
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長															
所持とみなされる資格																	
記事		①実技検査は別紙2011「停電責任者チェックリスト」を使用する ②技能確認は、「在来線直流」「在来線交流」「新幹線」ごとに行う。 ③技能確認は以下により行い、別紙3211「教育実施記録」に記録する。 ・新規取得者-----2回以上 ・資格取得後一時従事したが、過去1年以上従事していない者-----1回以上 ・資格取得後一度も従事せず、取得後1年以上経過した者-----3回以上															

資格名		2021	停電責任者（検電接地）		継 続											
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状 停電・継	講習会		検査		その他							
		当該資格又は停電責任者の資格を有する者。（有効期間内の者に限る。）			○			○ ○								
講 習 会	講習会名称	指 導 内 容		標準指導日数												
	停電責任者（検電接 地）講習会	・電気及び電気設備に関する基礎知識 ・停電工事に関する規程等(電気設備系統制基準、電車線路停電工事手続) ・停電工事の計画及び手続き、検電接地の方法 ・感電に関する事故事例、事故防止、異常時の処置 ・検電接地装置の取扱い		1. 0 日間 (学力検査を含む)												
検 査	検査名称	検 査 内 容		判定基準												
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率 70 %以上												
その 他	運転適性検査	B 類														
資格の有効期間		3 年間（資格認定証に記載する期限まで）														
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長														
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長														
所持とみなされる資格																
記 事																

資格名		3111	設計技能者認定		新規										
資格取得要件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査		その他						
					技能	鉄道	学力	運適							
	一般	19歳(年度末年齢)以上で、設計(現場調査・測量等)の実務経験が3年以上の者。			<input type="radio"/>										
講習会	技能認定講習	電気工事施工管理技士又は電気通信工事施工管理技士に合格し、設計(現場調査・測量等)の実務経験が2年以上の者。			<input type="radio"/>										
		•列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) •工事等の管理に関する諸規程 (建設法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) •線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) •新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) •工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止		標準指導日数 2.0日間 (学力検査を含む)											
検査	検査名称	検査内容		判定基準											
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上											
その他	運転適性検査	B類													
	技能確認	資格取得者が最初に従事するにあたり、経験豊富な資格者による技能確認を実施する。(所属会社が自主的に計画し実施する。)		2回以上											
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)													
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长													
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长													
所持とみなされる資格															
記事		①取得要件、講習会等及び資格認定は「電力機器」「電力線路」「情報制御設備」の業種別に行う。 ②技能確認の記録は、別紙3211「教育実施記録」を使用する。 ③過去1年間以上従事していない資格者については、1回以上の技能確認を実施する。													

資格名		3111	設計技能者認定		継 続											
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査		その他							
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			○	○	○	○								
講 習 会	講習会名称	指 導 内 容		標準指導日数												
	技能認定講習 ^継	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止		1. 0日間 (学力検査を含む)												
検 査	検査名称	検 査 内 容		判定基準												
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率 70%以上												
その 他	運転適性検査	B類														
資格の有効期間		3年間 (資格認定証に記載する期限まで)														
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長														
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長														
所持とみなされる資格																
記 事																

資格名		3112	設計技能者認定 ^特		新規				
資格取得要件	対象者区分	申請条件	推薦状	講習会		検査		その他	
				技能	鑑	学力	運適		
	一般	19歳(年度末年齢)以上で、列車見張員の資格を所持し、 ^特 工事設計(現場調査・測量等)の実務経験が3年以上の者。 電気工事施工管理技士又は電気通信工事施工管理技士に合格し、かつ列車見張員の資格を所持し、 ^特 工事設計(現場調査・測量等)の実務経験が2年以上の者。	<input type="radio"/>						
講習会	講習会名称	指導内容	標準指導日数						
	技能認定講習	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建築法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止	2.0日間 (学力検査を含む)						
	鉄道基本講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) ・列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・触車及び踏切に関する事故事例と事故防止							
検査	検査名称	検査内容	判定基準						
	学力検査	受講した講習会の指導内容	正解率70%以上						
	運転適性検査	B類							
その他	技能確認	資格取得者が最初に従事するにあたり、経験豊富な資格者による技能確認を実施する。(所属会社が自主的に計画し実施する。)	2回以上						
	資格の有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)							
	資格認定業務の実施	電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长							
	資格認定証の交付	(一社)鉄道電業安全協会会长							
	所持とみなされる資格	列車見張員							
記事		①取得要件、講習会等及び資格認定は「電力機器」「電力線路」「情報制御設備」の業種別に行う。 ②技能確認の記録は、別紙3211「教育実施記録」を使用する。 ③過去1年間以上従事していない資格者については、1回以上の技能確認を実施する。							

資格名		3112	設計技能者認定特	継 続							
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件			推薦状	講習会		検査		その他	
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)				○		○	○		
講 習 会	講習会名称	指導内容			標準指導日数						
	技能認定講習継	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法 (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止			1. 0日間 (学力検査を含む)						
検 査	検査名称	検査内容			判定基準						
	学力検査	受講した講習会の指導内容			正解率70%以上						
	運転適性検査	B類									
その 他	資格の有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)									
	資格認定業務の実施	電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長									
資格認定証の交付	(一社)鉄道電業安全協会会長										
所持とみなされる資格	列車見張員										
記 事											

資格名		3201	電気工事安全専任管理者		新規				
資格取得要件	対象者区分	申請条件	推薦状	講習会		検査		その他	
				技能	鐵道	学力	運適		
	一般	列車見張員の資格を所持し、 ^(特) 工事の実務経験が3年以上の者。		○	○		○	○	
講習会	講習会名称	指導内容	標準指導日数						
	技能認定講習	<ul style="list-style-type: none"> ・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建設法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止 	2.0日間 (学力検査を含む)						
	鉄道基本講習	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) ・列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・触車及び踏切に関する事故事例と事故防止 							
検査	検査名称	検査内容	判定基準						
	学力検査	受講した講習会の指導内容	正解率70%以上						
	運転適性検査	B類							
その他	資格の有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)							
	資格認定業務の実施	電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長							
	資格認定証の交付	(一社)鉄道電業安全協会会長							
	所持とみなされる資格	列車見張員、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)							
	記事	取得要件、講習会等及び資格認定は「電力機器」「電力線路」「情報制御設備」の業種別に行う。							

資格名		3201	電気工事安全専任管理者		継 続									
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件	推薦状	講習会		検査		その他						
				技能 継	学 力	運 適								
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
講 習 会	講習会名称	指導内容	標準指導日数											
	技能認定講習会	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建築法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止	1. 0日間 (学力検査を含む)											
検 査	検査名称	検査内容	判定基準											
	学力検査	受講した講習会の指導内容	正解率70%以上											
その 他	運転適性検査	B類												
資格の有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)													
資格認定業務の実施	電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长													
資格認定証の交付	(一社)鉄道電業安全協会会长													
所持とみなされる資格	列車見張員、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)													
記 事														

資格名		3211	工事技能者認定		新規												
資格取得要件	対象者区分	申請条件				推薦状	講習会		検査		その他						
		19歳(年度末年齢)以上で、(運)工事の実務経験が3年以上※の者。	○	○	○		○	○	○	○							
	一般	電気工事施工管理技士又は電気通信工事施工管理技士に合格し、(運)工事の実務経験が2年以上※の者。	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		検修技能者認定B又は検修技能者認定Aを有し、(運)工事の実務経験が3年以上※の者。	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		JR他社(貨物含む)において同等の技能認定証を有している者。	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		電気関係技術社員として、業務経歴がある者。	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	出向者等	電気関係技術社員として、業務経歴が5年以上の者。	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
講習会	講習会名称	指導内容				標準指導日数											
	技能認定講習	•列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) •工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) •線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) •新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) •工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止				2. 0日間 (学力検査を含む)											
	鉄道基本講習	•鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) •列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) •列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 •触車及び踏切に関する事故事例と事故防止															
	短縮講習	•列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) •工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) •線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) •新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) •工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止				1. 0日間 (学力検査を含む)											
検査	検査名称	検査内容				判定基準											
	学力検査	受講した講習会の指導内容				正解率70%以上											
その他	運転適性検査	B類															
	技能確認	資格取得者が最初に従事するにあたり、経験豊富な資格者による技能確認を実施する。(所属会社が自主的に計画し実施する。)				2回以上											
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)															
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長															
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長															
所持とみなされる資格		停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)、設計技能者認定															
記事		①取得要件、講習会等及び資格認定は「電力機器」「電力線路」「情報制御設備」の業種別に行う。 ②技能確認の記録は、別紙3211「教育実施記録」を使用する。 ③過去1年間以上従事していない資格者については、1回以上の技能確認を実施する。 ※JR他社(貨物含む)の実務経験を含む。															

資格名		3211	工事技能者認定		継 続											
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状 技能継	講習会		検査		その他							
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			○		○	○								
講 習 会	講習会名称	指 導 内 容		標準指導日数												
	技能認定講習 ^継	•列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) •工事等の管理に関する諸規程 (建築法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) •線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) •新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) •工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止		1. 0日間 (学力検査を含む)												
検 査	検査名称	検 査 内 容		判定基準												
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上												
その 他	運転適性検査	B類														
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)														
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长														
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长														
所持とみなされる資格		停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)、設計技能者認定														
記 事																

資格名		3212	工事技能者認定特	新規							
資格取得要件	対象者区分	申請条件				推薦状	講習会		検査		その他
		技能	鑑	短縮	学力		運適	その他			
	一般	19歳(年度末年齢)以上で、列車見張員の資格を所持し、 特 工事又は 特 作業の実務経験が3年以上※の者。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					
		電気工事施工管理技士又は電気通信工事施工管理技士に合格し、かつ列車見張員の資格を所持し、 特 工事又は 特 作業の実務経験が2年以上※の者。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					
		検修技能者認定B 特 又は検修技能者認定A 特 を有し、 特 工事又は 特 作業の実務経験が3年以上※の者			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
	出向者等	JR他社(貨物含む)において同等の技能認定証 特 を有している者。			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
		電気関係技術社員として、営業線関係の業務経歴がある者。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					
		電気関係技術社員として、営業線関係の業務経歴が5年以上の者。			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
講習会	講習会名称	指導内容				標準指導日数					
	技能認定講習	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手続等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建築法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法 (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止	2. 0日間 (学力検査を含む)								
	鉄道基本講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) ・列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・触車及び踏切に関する事故事例と事故防止									
	短縮講習	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手續、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建築法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止	1. 0日間 (学力検査を含む)								
検査	検査名称	検査内容				判定基準					
	学力検査	受講した講習会の指導内容	正解率70%以上								
その他	運転適性検査	B類									
	技能確認	資格取得者が最初に従事するにあたり、経験豊富な資格者による技能確認を実施する。(所属会社が自主的に計画し実施する。)	2回以上								
	踏切しゃ断機の機構	工事技能者認定(情報制御)の資格講習会及び学力検査には踏切しゃ断機の機構に係わる事柄が含まれる。									
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)									
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长									
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长									
所持とみなされる資格		列車見張員、電気工事安全専任管理者、工事技能者認定、停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)、踏切監視員(しゃ断機)(『情報制御』に限り、医適2種が確認できる場合)、設計技能者認定、設計技能者認定(特)									
記事		①取得要件、講習会等及び資格認定は「電力機器」「電力線路」「情報制御設備」の業種別に行う。 ②技能確認の記録は、別紙3211「教育実施記録」を使用する。 ③過去1年間以上従事していない資格者については、1回以上の技能確認を実施する。 ※JR他社(貨物含む)の実務経験を含む。									

資格名		3212	工事技能者認定特		継 続										
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査		その他						
					技能 継	学 力	運 適								
	当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
講 習 会	講習会名称	指 導 内 容		標準指導日数											
	技能認定講習継	•列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) •工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) •線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法 (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) •新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) •工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止		1. 0日間 (学力検査を含む)											
検 査	検査名称	検 査 内 容		判定基準											
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上											
その 他	運転適性検査	B類													
	踏切しや断機の機構	工事技能者認定(情報制御)の資格講習会及び学力検査には踏切しや断機の機構に係わる事柄が含まれる。													
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)													
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長													
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長													
所持とみなされる資格		列車見張員、電気工事安全専任管理者、工事技能者認定、停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)、踏切監視員(しゃ断機)(「情報制御」に限り、医適2種が確認できる場合)、設計技能者認定、設計技能者認定(特)													
記 事															

資格名		3521	信号技術者B	新規									
資格取得要件	対象者区分	申請条件		推薦状 信B	講習会		検査	その他					
	一般	工事技能者認定(特)又は検修技能者認定A(特)の資格を取得後、工事指揮者、作業責任者、又は検修責任者(A)としての信号工事の実務経験が継続的に3年以上の者。			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
	出向者等	信号保安装置等の保全若しくは諸試験等の実務経験が3年以上の者。						<input type="radio"/>					
講習会	講習会名称	指導内容		標準指導日数									
	信号技術者B講習	<ul style="list-style-type: none"> ・信号保安装置等の基礎 (信号・踏切保安装置の動作原理、軌道回路、ATSの種類と制御理論) ・信号保安装置等を構成する機器単体の機能試験、調整等の方法 (信号設備試験調整要領、機能試験項目の作成方法、演習等) ・機能試験実施上の注意事項 ・信号保安装置等の技術情報 ・機能試験における事故事例と事故防止 		3. 0日間 (学力検査を含む)									
検査	検査名称	検査内容		判定基準									
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上									
その他	運転適性検査	B類											
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)											
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长											
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长											
所持とみなされる資格													
記事		資格認定前の期間含め、過去1年間に実務(信号技術者A/Bの配下で試験補助員としての機能確認試験)に従事した実績が無い場合は、作業に従事する前に経験豊富な有資格者の指導の下で合わせて3回以上の技能訓練(信号技術者B相当の機能確認試験)を行う。なお、技能訓練は、資格者の所属会社が自主的に計画して実施するものとし、LINGSに技能訓練日を登録する。											

資格名		3521	信号技術者B	継 続										
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状 信B・継	講習会		検査	その他						
	当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)				○	○	○							
講 習 会	講習会名称	指 導 内 容		標準指導日数										
	信号技術者B講習	•信号保安装置等の基礎 (信号・踏切保安装置の動作原理、軌道回路、ATSの種類と制御理論) •信号保安装置等を構成する機器単体の機能試験、調整等の方法 (信号設備試験調整要領、機能試験項目の作成方法、演習等) •機能試験実施上の注意事項 •信号保安装置等の技術情報 •機能試験における事故事例と事故防止		1. 0日間 (学力検査を含む)										
検 査	検査名称	検査内容		判定基準										
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上										
その 他	運転適性検査	B類												
資格有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)												
資格認定業務の実施者		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長												
資格認定証交付者		(一社)鉄道電業安全協会会長												
所持とみなされる資格														
記事		資格認定前の期間含め、過去1年間に実務(信号技術者B相当の機能確認試験)に従事した実績が無い場合は、作業に従事する前に経験豊富な有資格者の指導の下で合わせて3回以上の技能訓練(信号技術者B相当の機能確認試験)を行う。なお、技能訓練は、資格者の所属会社が自主的に計画して実施するものとし、LINGSに技能訓練日を登録する。												

資格名		3522	信号技術者A		新規				
資格取得要件	対象者区分	申請条件		推薦状 信A	講習会		検査		
					実技	学力	実技	運適	
	一般	信号技術者Bの資格を取得後、信号試験の実務経験が継続的に1年以上の者。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		JR東日本退職者で、信号技術者Bの資格を所持する者。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	出向者等	信号技術者Bの資格を所持する者。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
講習会	講習会名称	指導内容		標準指導日数					
	信号技術者A講習	<ul style="list-style-type: none"> ・信号、踏切の運動に関する総合機能試験の試験手順及び判定方法 (信号設備試験調整要領、総合機能試験のチェックリスト作成方法等) ・結線図の理解と作成 (結線図に基づく配線図の作成方法、演習等) ・総合機能試験及び配線図作成に関する事故事例と事故防止 		4. 0日間 (学力検査を含む) (実技検査を含む)					
	実技訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・総合機能試験のチェックリスト作成及び模擬演習 							
検査	検査名称	検査内容		判定基準					
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上					
	実技検査	実技訓練の指導内容		正解率70%以上					
	運転適性検査	B類							
その他									
資格有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)							
資格認定業務の実施者		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長							
資格認定証交付者		(一社)鉄道電業安全協会会長							
所持とみなされる資格		信号技術者B							
記事		<p>①推薦状の取得は、別紙3222-1「信号技術者推薦要綱」に基づき行う。</p> <p>②資格認定前の期間含め、1年間以上現場における実務(信号技術者A/B相当の機能確認試験)に従事した実績が無い場合は、作業に従事する前に経験豊富な有資格者の指導の下で3回以上の技能訓練(信号技術者A/B相当の機能確認試験)を行う。なお、技能訓練は、資格者の所属会社が自動的に計画して実施するものとし、LINGSに技能訓練日を登録する。</p> <p>ただし、機能確認試験に従事せず、図面等の認定作業のみに従事する社員については、技能訓練の対象外とする。</p>							

資格名		3522	信号技術者A		継 続												
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査		その他								
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			○		○	○									
講 習 会	講習会名称	指導内容		標準指導日数													
	信号技術者A講習 ^(継)	・信号、踏切の連動に関する総合機能試験の試験手順及び判定方法 (信号設備試験調整要領、総合機能試験のチェックリスト作成方法等) ・各設備の機能確認試験の考え方 ・各設備の機能確認試験の仕方 ・機能試験実施上の注意事項 ・信号保安装置等の技術情報 ・総合機能試験及び配線図作成に関する事故事例と事故防止		1. 0 日間 (学力検査を含む)													
検 査	検査名称	検査内容		判定基準													
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率 75 %以上													
その 他	運転適性検査	B類															
資格有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)																
資格認定業務の実施者	電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长																
資格認定証交付者	(一社)鉄道電業安全協会会长																
所持とみなされる資格	信号技術者B																
記事	資格認定前の期間含め、1年間以上現場における実務(信号技術者A/B相当の機能確認試験)に従事した実績が無い場合は、作業に従事する前に経験豊富な有資格者の指導の下で3回以上の技能訓練(信号技術者A/B相当の機能確認試験)を行う。なお、技能訓練は、資格者の所属会社が自主的に計画して実施するものとし、LINGSに技能訓練日を登録する。 ただし、機能確認試験に従事せず、図面等の認定作業のみに従事する社員については、技能訓練の対象外とする。																

資格名		4201	検修技能者認定B		新規															
資格取得要件	対象者区分	申請条件				推薦状	講習会		検査		その他									
		技能	鉄道	短縮	学力		○	○	○	○										
	一般	19歳(年度末年齢)以上で、 運 検修の実務経験が3年以上の者。																		
		工事技能者認定を有し、 運 検修の実務経験が2年以上の者						○	○	○										
講習会	講習会名称	指導内容					標準指導日数													
	技能認定講習	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止	2. 0日間 (学力検査を含む)																	
	鉄道基本講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) ・列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・触車及び踏切に関する事故事例と事故防止																		
	短縮講習	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止	1. 0日間 (学力検査を含む)																	
検査	検査名称	検査内容					判定基準													
	学力検査	受講した講習会の指導内容					正解率70%以上													
その他	運転適性検査	B類																		
	技能確認	資格取得者が最初に従事するにあたり、経験豊富な資格者による技能確認を実施する。(所属会社が自主的に計画し実施する。)					2回以上													
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)																		
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長																		
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長																		
所持とみなされる資格		停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)																		
記事		①取得要件、講習会等及び資格認定は「電力機器」「電力線路」「情報制御設備」の業種別に行う。 ②技能確認の記録は、別紙3211「教育実施記録」を使用する。 ③過去1年間以上従事していない資格者については、1回以上の技能確認を実施する。																		

資格名		4201	検修技能者認定B	継 続									
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査	その他					
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			○	○	○						
講 習 会	講習会名称	指導内容		標準指導日数									
	技能認定講習会	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止		1. 0日間 (学力検査を含む)									
検 査	検査名称	検査内容		判定基準									
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上									
その 他	運転適性検査	B類											
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)											
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長											
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長											
所持とみなされる資格		停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)											
記 事													

資格名		4202	検修技能者認定B ^特		新規									
資格取得要件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会			検査		その他				
					技能	鑑	短縮	学力	運適					
	一般	19歳(年度末年齢)以上で、列車見張員の資格を所持し、 ^特 検修の実務経験が3年以上の者。			○	○		○	○	○				
講習会	技能認定講習	工事技能者認定 ^特 を有し、 ^特 検修の実務経験が2年以上の者						○	○	○				
	鉄道基本講習	<ul style="list-style-type: none"> ・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止 						2. 0日間 (学力検査を含む)						
	短縮講習	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) ・列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・触車及び踏切に関する事故事例と事故防止 						1. 0日間 (学力検査を含む)						
検査	検査名称	検査内容						判定基準						
	学力検査	受講した講習会の指導内容						正解率70%以上						
その他	運転適性検査	B類												
	技能確認	資格取得者が最初に従事するにあたり、経験豊富な資格者による技能確認を実施する。(所属会社が自主的に計画し実施する。)						2回以上						
	踏切しや断機の機構	検修技能者認定(情報制御)の資格講習会及び学力検査には踏切しや断機の機構に係る事柄が含まれる。												
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)												
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長												
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長												
所持とみなされる資格		列車見張員、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)、踏切監視員(しゃ断機)(「情報制御」に限り、医適2種が確認できる場合)、停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)、電気工事安全専任管理者、検修技能者認定B												
記事		①取得要件、講習会等及び資格認定は「電力機器」「電力線路」「情報制御設備」の業種別に行う。 ②技能確認の記録は、別紙3211「教育実施記録」を使用する。 ③過去1年間以上従事していない資格者については、1回以上の技能確認を実施する。												

資格名		4202	検修技能者認定B(特)	継 続													
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件			推薦状	講習会		検査		その他							
						技能 継		学力	運適								
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)				○		○	○								
講 習 会	講習会名称	指導内容			標準指導日数												
	技能認定講習(継)	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手続等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止			1. 0日間 (学力検査を含む)												
検 査	検査名称	検査内容			判定基準												
	学力検査	受講した講習会の指導内容			正解率70%以上												
その 他	運転適性検査	B類															
	踏切しや断機の機構	検修技能者認定「情報制御」の資格講習会及び学力検査には踏切しや断機の機構に係る事柄が含まれる。															
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)															
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长															
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长															
所持とみなされる資格		列車見張員、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)、踏切監視員(しゃ断機)(「情報制御」に限り、医適2種が確認できる場合)、停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)、電気工事安全専任管理者、検修技能者認定B															
記 事																	

資格名		4211	検修技能者認定A		新規					
資格取得要件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査		その他	
	一般	検修技能者認定Bを取得後、 (運) 検修の実務経験が2年以上の者。			技能	鉄道	短縮	学力		
	出向者等	電気関係技術社員として、業務経歴がある者。			○	○		○	○	
		電気関係技術社員として、業務経歴が5年以上の者。					○	○	○	
講習会	講習会名称	指導内容		標準指導日数						
	技能認定講習	•列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) •工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) •線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) •新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) •工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止	2. 0日間 (学力検査を含む)							
	鉄道基本講習	•鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) •列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) •列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 •触車及び踏切に関する事故事例と事故防止								
	短縮講習	•列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) •工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) •線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) •新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) •工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止	1. 0日間 (学力検査を含む)							
検査	検査名称	検査内容		判定基準						
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上						
その他	運転適性検査	B類								
	技能確認	資格取得者が最初に従事するにあたり、経験豊富な資格者による技能確認を実施する。(所属会社が自主的に計画し実施する。)		2回以上						
	資格の有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)								
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長								
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長								
所持とみなされる資格		停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)、検修技能者認定B								
記事		①取得要件、講習会等及び資格認定は「電力機器」「電力線路」「情報制御設備」の業種別に行う。 ②技能確認の記録は、別紙3211「教育実施記録」を使用する。 ③過去1年間以上従事していない資格者については、1回以上の技能確認を実施する。								

資格名		4211	検修技能者認定A		継 続										
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査		その他						
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
講 習 会	講習会名称	指導内容		標準指導日数											
	技能認定講習会	•列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) •工事等の管理に関する諸規程 (建築法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) •線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法(在幹含む) (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) •新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) •工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止		1. 0日間 (学力検査を含む)											
検 査	検査名称	検査内容		判定基準											
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率70%以上											
その 他	運転適性検査	B類													
資格の有効期間		3年間 (資格認定証に記載する期限まで)													
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长													
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长													
所持とみなされる資格		停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)、検修技能者認定B													
記 事															

資格名		4212	検修技能者認定A(特)		新規					
資格取得要件	対象者区分	申請条件	推薦状	講習会		検査		その他		
				技能	鑑	短縮	学力			
	一般	検修技能者認定B(特)を取得後、(特)検修の実務経験が2年以上の者。				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
講習会	出向者等	電気関係技術社員として、営業線関係の業務経歴がある者。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		電気関係技術社員として、営業線関係の業務経歴が5年以上の者。			<input type="radio"/>					
	講習会名称	指導内容	標準指導日数							
	技能認定講習	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法 (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止	2. 0日間 (学力検査を含む)							
	鉄道基本講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制、触防等) ・列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・触車及び踏切に関する事故事例と事故防止								
	短縮講習	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手續、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法 (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止	1. 0日間 (学力検査を含む)							
	検査名称	検査内容	判定基準							
	学力検査	受講した講習会の指導内容	正解率70%以上							
	運転適性検査	B類								
その他	技能確認	資格取得者が最初に従事するにあたり、経験豊富な資格者による技能確認を実施する。(所属会社が自主的に計画し実施する。)	2回以上							
	踏切しや断機の機構	検修技能者認定(情報制御)の資格講習会及び学力検査には踏切しや断機の機構に係る事柄が含まれる。								
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)								
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长								
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长								
所持とみなされる資格		列車見張員、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)、踏切監視員(しゃ断機)('情報制御'に限り、医適2種が確認できる場合)、停電責任者('電力機器」「電力線路」に限る)、電気工事安全専任管理者、検修技能者認定B(特)、検修技能者認定A								
記事		①取得要件、講習会等及び資格認定は「電力機器」「電力線路」「情報制御設備」の業種別に行う。 ②技能確認の記録は、別紙3211「教育実施記録」を使用する。 ③過去1年間以上従事していない資格者については、1回以上の技能確認を実施する。								

資格名		4212	検修技能者認定A(特)		継 続									
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査		その他					
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
講 習 会	講習会名称	指 導 内 容			標準指導日数									
	技能認定講習(継)	・列車運行、運転手続き等に関する諸規程(在幹含む) (運転取扱実施基準、線閉・停電手続、踏切取扱手續等) ・工事等の管理に関する諸規程 (建業法、安衛法、道交法、仕様書、資格手引、保車構造等) ・線路設備・電気設備の概要と機能及び保全方法 (技術基準省令、実施基準、線路及び電気設備概要等) ・新幹線諸規程(線路作業、トロリー使用等) ・工事や作業、設備に関する事故事例と事故防止			1. 0日間 (学力検査を含む)									
検 査	検査名称	検 査 内 容			判定基準									
	学力検査	受講した講習会の指導内容			正解率 70%以上									
その 他	運転適性検査	B類												
	踏切しや断機の機構	検修技能者認定(情報制御)の資格講習会及び学力検査には踏切しや断機に機構に係る事柄が含まれる。												
資格の有効期間		3年間 (資格認定証に記載する期限まで)												
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長												
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長												
所持とみなされる資格		列車見張員、踏切監視員(ロープ)(医適2種が確認できる場合)、踏切監視員(しゃ断機)(「情報制御」に限り、医適2種が確認できる場合)、停電責任者(「電力機器」「電力線路」に限る)、電気工事安全専任管理者、検修技能者認定B(特)、検修技能者認定A												
記 事														

資格名		5201	軌陸車		新規																
資格取得要件	対象者区分	申請条件				推薦状	講習会		検査												
		地方公安委員会が交付した運転免許証を有する者。					○	○	○	○	○										
	一般																				
		JRが発行する軌陸車の運転適任証を有する者。								○	○										
	出向者等																				
講習会	講習会名称	指導内容				標準指導日数															
	軌陸車講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制等) ・列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・搬入、搬出、線路走行、作業における注意事項 (搬入路・踏切での戴線、ポイント及び踏切通過、アトリガーの使用) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・保守用車に関する事故事例と事故防止				0. 5日間 (学力検査を含む)															
	安衛法 高所作業車の特別教育	【学科教育】 • 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 • 原動機に関する知識 • 運転に必要な一般的な事項に関する知識 • 関係法令 【実技教育】 • 高所作業 • 使用制限 • 非常時の取扱い				1. 5日間 (実技検査を含む)															
検査	検査名称	検査内容			判定基準																
	学力検査	受講した講習会の指導内容			正解率60%以上																
	実技検査	実技訓練の指導内容			講習内容を修得																
	運転適性検査	B類																			
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)																			
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長																			
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長																			
所持とみなされる資格																					
記事		労働安全衛生法に基づく高所作業車の特別教育は必要に応じて選択することができる																			

資格名		5201	軌陸車		継続								
継続認定要件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査						
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			○	○	○	○					
講習会	講習会名称	指導内容		標準指導日数									
	軌陸車講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制等) ・列車運行の基本 (運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・搬入、搬出、線路走行、作業における注意事項 (搬入路・踏切での戴線、ポイント及び踏切通過、アウトリガーの使用) ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・軌陸車に関する事故事例と事故防止		0. 5日間 (学力検査を含む)									
検査	検査名称	検査内容		判定基準									
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率60%以上									
	運転適性検査	B類											
	医学適性検査	第3種		通則「医学適性検査(第3種)の判定基準」参照									
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)											
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、 当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会長											
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会長											
所持とみなされる資格													
記事													

資格名		5211	軌道モータカー(特)		新規																
資格取得要件	対象者区分	申請条件	推薦状	講習会		検査				その他											
				M C 特 別	M C 特 短	実 技	学 力	実 技	運 通	医 通											
	一般	地方公安委員会が交付した運転免許証を有する者。		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>															
		JR他社(貨物含む)において同等の技能認定証を有している者			<input type="radio"/>																
	出向者等	JRが発行するモータカーの運転適任証を有する者。								<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
	講習会名称			指導内容				標準指導日数													
講習会	MC(特)講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制等) ・列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・横取、線路走行における注意事項 (横取装置の取扱い、ポイント及び踏切通過) ・保守用車の構造、機能及び取扱い ・車両牽引の取扱い、貫通ブレーキの構造等 ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・保守用車に関する事故事例と事故防止		2. 0日間 (学力検査を含む)																	
	MC(特)短縮講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制等) ・列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・横取、線路走行における注意事項 (横取装置の取扱い、ポイント及び踏切通過) ・保守用車の構造、機能及び取扱い ・車両牽引の取扱い、貫通ブレーキの構造等 ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・保守用車に関する事故事例と事故防止																			
	実技訓練	【運転実習】 ・仕業点検、合図方法等 ・単独運転、連結開放、重連運転																			
検査	検査名称	検査内容	判定基準																		
	学力検査	受講した講習会の指導内容	正解率60%以上																		
	実技検査	実技訓練の指導内容	「運転実習記録」による																		
	運転適性検査	B類																			
	医学適性検査	第3種	通則「医学適性検査(第3種)の判定基準」参照																		
その他	実走行訓練	経験豊富な資格者の指導の下で、軌道モータカーの運転訓練を行う。(所属会社が自主的に計画し実施する。)	5回以上																		
	資格の有効期間	3年間(資格認定証に記載する期限まで)																			
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长																			
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长																			
所持とみなされる資格																					
記事		①実走行訓練の記録は、別紙5221「運転実習記録」を使用する。 ②資格認定者は、講習会及び検査を修了した者に認定証(限定)を交付し、実走行訓練の「運転実習記録」の提出により限定を解除する。																			

(注) JR 東日本又は一般社団法人日本鉄道施設協会が開催する講習を受講。

資格名		5211	軌道モータカー(特)		継続						
継続認定要件	対象者区分	申請条件	推薦状	講習会		検査					
				MC 特 種		学力	運適	医適			
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
講習会	講習会名称	指導内容		標準指導日数							
	MC(特)講習会	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制等) ・列車運行の基本 (運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・横取、線路走行における注意事項 (横取装置の取扱い、ポイント及び踏切通過) ・保守用車の構造、機能及び取扱い ・車両牽引の取扱い、貫通ブレーキの構造等 ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法		0. 5日間 (学力検査を含む)							
検査	検査名称	検査内容		判定基準							
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率60%以上							
	運転適性検査	B類									
医学適性検査		第3種		通則「医学適性検査(第3種)の判定基準」参照							
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)									
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长									
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长									
所持とみなされる資格											
記事		保守用車の運転を行う者は、過去一年以内に保守用車構造等基準(規程)に定める「保守用車運転に関する事故防止教育」(半日程度)を修了する必要がある。									

(注) JR 東日本又は一般社団法人日本鉄道施設協会が開催する講習を受講。

資格名		5221	架線延線車	新規								
資格取得要件	対象者区分	申請条件	講習会			検査			その他			
			架線	架線・短	実技	学力	実技	運適	医適	訓練	実走行	
	一般	軌道モータカー(特)の資格または修了証明書を有し、且つ、地方公安委員会が交付した運転免許証及び安衛法に基づく玉掛、小型クレーンの各技能講習修了証を有する者。	○		○	○	○	○	○	○	○	
		JR他社(貨物含む)において同等の技術認定証を有している者		○		○		○	○	○	○	
	出向者等	JRが発行する架線延線車の運転適任証を有する者						○	○			
講習会	講習会名称	指導内容	標準指導日数									
	架線延線車講習	・架線延線車の構造、機能、取扱い ・各種装置の取扱方法、トロリ線張替工法 ・架線延線車に関する事故事例と事故防止	2.0日間 (学力検査を含む)									
	架線延線車短縮講習	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制等) ・列車運行の基本(運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・横取、線路走行における注意事項 (横取装置の取扱い、ポイント及び踏切通過) ・保守用車の構造、機能及び取扱い ・車両牽引の取扱い、貫通ブレーキの構造等 ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・保守用車に関する事故事例と事故防止 ・架線延線車の構造、機能、取扱い ・各種装置の取扱方法、トロリ線張替工法 ・架線延線車に関する事故事例と事故防止	2.0日間 (学力検査を含む)									
	実技訓練	【運転実習】 ・各種装置の取扱い、トロリ線張替(架線延線実習)	3.0日間 (実技検査を含む)									
検査	検査名称	検査内容	判定基準									
	学力検査	受講した講習会の指導内容	正解率60%以上									
	実技検査	実技訓練の指導内容	「運転実習記録」による									
	運転適性検査	B類										
	医学適性検査	第3種	通則「医学適性検査(第3種)の判定基準」参照									
その他	実走行訓練	経験豊富な資格者の指導の下で、架線延線車の運転訓練を行う。(所属会社が自主的に計画し実施する。)	3回以上									
	実作業訓練	経験豊富な資格者の指導の下で、架線延線車によるトロリ線張替訓練を行う。(所属会社が自主的に計画し実施する。)	1回以上 (延線・巻取り各1回)									
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)										
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长										
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长										
所持とみなされる資格		軌道モータカー(特)										
記事		①実走行訓練の記録は、別紙5221「運転実習記録」による。 ②資格認定者は、講習会及び検査を修了した者に認定証(限定)を交付し、実走行訓練の「運転実習記録」の提出により限定を解除する。 ③(軌道モータカー(特)修了証明書所有者の場合)架線延線車の実走行訓練(3回以上)の前に、軌道モータカー(特)の実走行訓練(5回以上)を実施のうえ「運転実習記録」に記録すること。 ④「修了証明書」とは、東日本旅客鉄道株式会社JR東日本総合研修センター所長が発行する修了証明書をいう。										

資格名		5221	架線延線車		継 続												
継 続 認 定 要 件	対象者区分	申請条件		推薦状	講習会		検査										
		当該資格を有する者。(有効期間内の者に限る。)			○	○	○	○									
講 習 会	講習会名称	指 導 内 容			標準指導日数												
	架線延線車講習 	・鉄道工事の特異性 (線路構造、鉄道信号・標識類、建築限界、保安体制等) ・列車運行の基本 (運転関係規程、列車番号、ダイヤ等の見方) ・横取、線路走行における注意事項 (横取装置の取扱い、ポイント及び踏切通過) ・保守用車の構造、機能及び取扱い ・車両牽引の取扱い、貫通ブレーキの構造等 ・列車防護又は抑止及び事故時の対処・連絡方法 ・架線延線車の構造、機能、取扱い ・各種装置の取扱方法、トロリ線張替工法			1. 0 日間 (学力検査を含む)												
検 査	検査名称	検 査 内 容		判定基準													
	学力検査	受講した講習会の指導内容		正解率60%以上													
	運転適性検査	B類															
	医学適性検査	第3種		通則「医学適性検査(第3種)の判定基準」参照													
資格の有効期間		3年間(資格認定証に記載する期限まで)															
資格認定業務の実施		電気ネットワーク部門長、エネルギー企画部長、統括機関の長、地方機関の長、当社が委嘱した第三者機関の長、(一社)鉄道電業安全協会会长															
資格認定証の交付		(一社)鉄道電業安全協会会长															
所持とみなされる資格		軌道モータカー(特)															
記 事		保守用車の運転を行う者は、過去一年以内に保守用車構造等基準(規程)に定める「保守用車運転に関する事故防止教育」(半日程度)を修了する必要がある。															

医学適性検査診断書

氏名				資格認定証 I D			
生年月日	T・S・H 年 月 日		年齢	歳	性別	男・女	
所属会社				会社電話			
会社住所							
視力	裸眼	左		右			
	矯正	左		右			
色覚	正常 ・ その他 ()						
聴力	1,000 Hz	左	dB	右	dB		
	4,000 Hz	左	dB	右	dB		
その他	※上記検査に加え、視器（視野、疾患）神経及び精神疾患、運動・身体機能障害、中毒症状などに関する特記事項及び医師所見等						
診断結果は記載のとおりであり、運転関係業務判定基準に適合している。 年 月 日 (医療機関名) (住所・電話) (担当医師名)							

【参考】運転関係業務判定基準

視力	各眼が裸眼で 0.7 以上又は 1 眼 1.0 以上他眼 0.5 以上のもの、若しくは各眼が矯正眼鏡により 0.7 以上に矯正できるもの
色覚	正常なもの
聴力	両耳とも、1,000Hz 又は低音域平均聴力レベルが 40dB 以内、4,000Hz 又は高音域平均聴力レベルが 65dB 以内のもの
その他	正常なもの（所見のないもの）

色覚検査は色覚検査表等、視野は対座法等の簡易検査で行う。

年 月 日

殿

会社住所 _____
 会 社 名 _____
 代表者名 _____ 印 _____

資格取得申請書

別紙の者について、下記の資格取得を申請いたします。

なお、添付する履歴及び経歴書、必要書類等については、事実と相違ないことを証明します。

資格名・種別	新規・継続別	添付書類
<input type="checkbox"/> 列車見張員		
<input type="checkbox"/> 踏切監視員（ロープ）		
<input type="checkbox"/> 踏切監視員（しゃ断機）		
<input type="checkbox"/> 線閉責任者（ <input type="checkbox"/> 在般・ <input type="checkbox"/> 在 ATOS・ <input type="checkbox"/> 幹）		
<input type="checkbox"/> 停電責任者		<input type="checkbox"/> 申請者履歴書（写真付）（鉄安協に申請の場合は不要）
<input type="checkbox"/> 停電責任者（検電接地）		<input type="checkbox"/> 工事等経歴書
<input type="checkbox"/> 設計技能者認定（ <input type="checkbox"/> 特）	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 健康診断書又は医学適性検査診断書等
<input type="checkbox"/> 電気工事安全専任管理者		<input type="checkbox"/> 認定証用写真（30mm×23mm）（鉄安協に申請の場合は不要）
<input type="checkbox"/> 工事技能者認定（ <input type="checkbox"/> 特）		<input type="checkbox"/> 現業機関の長の推薦状
<input type="checkbox"/> 信号技術者（ <input type="checkbox"/> A・ <input type="checkbox"/> B）	<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 前提となる資格認定証等の写し
<input type="checkbox"/> 検修技能者認定 B（ <input type="checkbox"/> 特）		
<input type="checkbox"/> 検修技能者認定 A（ <input type="checkbox"/> 特）		
<input type="checkbox"/> 軌陸車		
<input type="checkbox"/> 軌道モータカー（特）		
<input type="checkbox"/> 架線延線車		
<input type="checkbox"/> 66kV 特高ケーブル直線接続		

(注 1) 該当する資格名及び新規・継続別の□にチェックを入れること。

(注 2) 各資格の種別（括弧内）は、該当するものを○で囲い、各々別様として申請すること。

(注 3) 各資格の申請に必要となる添付書類を揃え、該当するものにチェックを入れること。

事務取扱 _____
 電話番号 _____

(様式 2-2R)

履歴書及び工事等経歴書

フリガナ 氏名	ヒガシニホン タロウ 東日本 太郎 (2000000030)		生年月日	昭和 年月日 生 (才)	<p>写真 30 mm (糊付・鉄安協 で受講の場合 は不要) 23 mm</p>	
現住所	〒 電話					
所属会社	名称 部署・役職					
出向元会社	名称 部署・役職	※出向中の者のみ記入する。				
主な従事系統						
最終学歴	年 月					
既取得資格	資格名			有効期限		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
工事会社等における経歴	就 職	年 月	※出向についても職歴として記入する。			
	主な工事等の従事経歴 (資格継続の場合は前回資格取得以降の経歴)	期間	工事等内容 () 内は役職を記入		工事経験年数	
		年 月 ～ 年 月	()			年 月
		年 月 ～ 年 月	()			年 月
		年 月 ～ 年 月	()			年 月
		年 月 ～ 年 月	()			年 月
		年 月 ～ 年 月	()			年 月
		年 月 ～ 年 月	()			年 月
		年 月 ～ 年 月	()			年 月
		年 月 ～ 年 月	()			年 月
		年 月 ～ 年 月	()			年 月
		通算経験年数			特	年 月
		計	年 月			
鉄道会社における経歴	就 職	年 月				
	直近の職歴 (部署・役職)	年 月				
		年 月				
		年 月				
		退 職	年 月			

・上記の内容で登録されています。

(様式 2-3)

年 月 日

殿

会社住所

会社名

代表者名

印

列車防護の実地訓練証明書

下記の資格申請者は屋外のレールが敷設された場所において列車防護の実地訓練を弊社にて実施していることを証明します。

事務取扱

電話番号

(様式 3)

【表】



【裏】



文 書 番 号
20〇〇年 月 日

一般社団法人 鉄道電業安全協会
〇〇支部長殿

東日本旅客鉄道株式会社
〇〇支社〇〇部長

資格認定証交付依頼について

表題について、下記の者は、「電気関係工事従事者資格認定の手引き」に定める所定の講習を修了しましたので、資格認定証の交付を依頼いたします。

ふりがな	
氏名	
資格認定証ID	
生年月日(才)	
会社名	
学歴	
交付資格名称 <input type="checkbox"/> 電力機器 <input type="checkbox"/> 電力線路 <input type="checkbox"/> 情報制御	
医学適性検査受診日	
運転適性検査実施日	
学科教育実施日	
10条教育実施日	

1. 会社名欄には認定証に記載される工事会社等の社名を記入
2. □にはチェックを記入
3. 線閉責任者は必要手続き区分を記入する。
4. 学科教育実施日は工事技能者認定等と信号技術者Aを別記する。

連絡先 ○○課 ○○
J R T E L

(様式5)

電気関係資格者数一覧

資格種別	列車見張員	踏切監視員 (ロープ)	踏切監視員 (しゃ断機)	停電責任者	停電責任者 (検電接地)	線閉責任者	設計技能者認定	事故防止 専任者	工事技能者認定		信号技術者		検修技能者認定B		検修技能者認定A		軌陸車	軌道MC(特)	架線延線車
									(在来線・一般)	(在来線・ATOS)	(新幹線)	(特)	(特)	B	A	(特)	(特)		
合計																			
地区・支部別	東日本支部分計																		
	東京地区																		
	横浜地区																		
	八王子地区																		
	大宮地区																		
	千葉地区																		
	水戸地区																		
	高崎地区																		
	長野地区																		
	東北支所分計																		
	仙台地区																		
	盛岡地区																		
	秋田地区																		
	新潟支所																		
会社・出身別	日本電設工業																		
	JR出向																		
	JR・OB																		
	プロバー																		
	東日本電気エンジニアリング																		
	JR出向																		
	JR・OB																		
	プロバー																		
	日本リーテック																		
	JR出向																		
	JR・OB																		
	プロバー																		
	日本鉄道電気設計																		
	JR出向																		
	JR・OB																		
	プロバー																		
	シェイール東日本ビルテック																		
	JR出向																		
	JR・OB																		
	プロバー																		
	その他																		
	JR出向																		
	JR・OB																		
	プロバー																		
	合計																		
	JR出向																		
	JR・OB																		
	プロバー																		

20〇〇年〇〇月〇〇日現在
(報告者 氏名)

線閉責任者資格における「現場選考試験」実施要領

1. 試験の実施

資格申請者の所属会社が必要事項を記入して、最寄りの現業機関の長に提出する。現業機関の長は「選考試験実施願」の受領に応じて試験を計画し、資格申請者の所属会社へ選考試験の実施日時、場所等を連絡する。

2. 現場選考試験

選考試験は学科、面接試験及び事故、従事履歴調査により行う。これらの試験は、同日で計画しても良いし、日を改めても良いこととする。試験会場は、主に現業機関の会議室等を使用し、場合によっては資格申請者の所属会社の会議室等を使用して実施しても良いこととする。学科及び面接試験を通じて不合格となった者が再度受験を希望する場合については、勉強等に要するための適当な期間を置くこととする。

	学科試験	面接試験
目的	線路閉鎖工事手続(規程)、線路閉鎖工事等要領のほか、保安関係の仕様書に記載されている知識について評価する。	学科試験では測ることのできない線閉責任者としての責任感、異常時における判断力、指導力について、設問を通じて評価すること。
対象者	選考試験実施願いに記載されている資格要件を満たした者のうち、現業機関の長が受領して実施計画の対象となった者とする。	学科試験に合格した者のみとする。
内容及び問題	設問及び作文を行う。 設問の試験内容及び問題は、別に定めたものを標準とする。 作文の題目については、昨今の情勢等から最も適切と考えるものを一つ選択し出題する。	試験内容(質疑)は、別に定めたものを標準とする。また、必要に応じ、最近の事故に対する考え方を質疑に加えるなどしても良い。
試験時間	設問 40 分・作文(400 字)40 分とする。	面接が終了するまでとするが、概ね一人 30 分程度とする。
試験監督 又は 試験官	試験監督は、現業機関の長若しくは現業機関の長が指定した者(副長以上)が行い、試験の説明、立会、問題の配布・回収などを行う。	試験官は、現業機関の長が行うこととするが、現業機関の長が指定した者(副長以上)を含む複数名を試験官としてもよい。
合格基準	設問については、80%以上を合格とする。(配点例: 25 問×各 4 点=100 点) 作文については、面接試験における現業機関の長所見の参考として使用し、採点は行わない。	80%以上を合格とする。(配点例: 面接における質疑項目に 15 問×各 5 点=75 点を、受験者の態度や姿勢などより現業機関の長の所見として 1~25 点を、それぞれ配点し、計 100 点)
注意事項	○事前に線閉や運転取扱いについて勉強を課すことで、資格取得に対する意欲や姿勢を図るために行っている試験なので、試験問題の漏洩がないよう厳正を期すること。 ○受験の不正については退場処分又は、その後数回の試験実施願いを受領しない等の厳正な取扱いを行うこと。 ○替え玉受験防止のため、前提資格となる列車見張員の資格認定証を持参させ、写真票に変えて本人確認を行う。	○標準的な質疑項目だけでなく、現業機関の長が所見を記入するために質疑を加えるなどの工夫をすること。 ○学科試験において行った作文を参考に質疑を行うのも良い。 ○それらを総合的に判断し、線閉責任者として責任を持った仕事ができる素養や資質があると判断できた場合のみ推薦対象とすること。 ○不合格とした理由については、具体的に記録しておくこと。

事故及び従事履歴調査により、過去一年間に運転保安に関する重大な事故履歴があった場合は、試験に不合格とし、推薦しない。

3. 現場選考試験問題

学科試験、面接試験については、別途配布する問題例を基に、必要に応じて最新の事故事例や地域特情等を加味し修正して使用すること。

なお、本社で作成する問題例は線路閉鎖工事手続(規程)、線路閉鎖工事等要領、保安関係の仕様書に基づいているので、修正の際は『私はルールを守ります』等の内容を参考とするのもよい。

作文については、実施箇所で問題を設定すること。

(出題例)

- 学科試験

括弧()内に当てはまる語句を語群から選択し記入しなさい。

「線路閉鎖工事とは、線路を()して行う必要のある工事又は作業をいう。」

語群：ア. 防護　イ. 専有　ウ. 閉鎖

「線路閉鎖工事を終了するときは、列車防護の措置を()、駅長等に終了報告を行う。」

語群：ア. 確認した後　イ. 実施した後　ウ. 解除した後

- 作文

「保守用車の逸走を防止するための効果的な方策についてあなたの考えを述べなさい」

「器具の置忘れ防止により列車運行の安全を確保するための方策についてあなたの考えを述べなさい」

- 面接試験

「現場到着後、保安打合せ票等の写しは持っていたが、肝心の線路閉鎖工事記録簿を事務所に忘れてきてしまったことに気付いた。その時の対応はどうしますか。」

「現場に到着したのが線閉開始列車の通過予定時刻以降であった。ダイヤが乱れているようにも感じないうえ、工事管理者等には一刻も早く線閉着手するよう強く求められたとする。その時どう対応しますか。」

4. 試験結果の通知

現業機関の長は、試験結果欄及び推薦適否欄を記入し、資格申請者の所属会社宛に選考試験の結果通知書兼推薦書を発行する。

資格申請者又はその所属会社は、別に指定する様式を推薦書として、資格認定講習会の申請時に申請に必要な書類に添えて資格認定機関に提出する。

5. 試験結果の保管

現業機関の長は、現場長選考試験の結果について3年間保管することとする。

20〇〇年 月 日

東日本旅客鉄道株式会社
〇〇設備技術センター所長 殿

〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長

線閉責任者資格の現場選考試験実施願

下記の者について、弊社が鉄道工事を安全に施工するに当たって、線閉責任者としての任務に当たらせるに足る十分な能力、意欲、責任感を有していると考えられますので、貴技術センターにおいて現場選考試験の実施と運転保安に関する事故経歴について確認の上、推薦をお願い致します。

- | | |
|------------------|--|
| 1. 取得希望資格の名称 | <u>線閉責任者 (線・)</u> |
| 2. 所属会社 | _____ |
| 3. 氏名・年齢・生年月日・性別 | _____ (歳) 昭和 年 月 日生 男・女 |
| 4. 前提資格 | 新規取得 H . . (資格認定証 ID _____)
継続取得 H . . (資格認定証 ID _____) |
| 5. 経験年数 | 年 ヶ月 |
| 6. 従事実績 | 別途提出(列車見張員として直近 1 年に 4 回以上の実績が必要) |
-

20〇〇年 月 日

〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長 殿

東日本旅客鉄道株式会社
〇〇設備技術センター所長

線閉責任者資格の現場選考試験結果通知書 兼 推薦書

貴社より試験実施願のあった者について、下記のとおり現場選考試験の結果を通知します。

記

[過去1年間の運転保安関係事故]

[有 ・ 無]

[試験結果]

学科	面接	備考
点／100 点	点／100 点	

[推薦適否]

[合格基準に達しましたので資格者として推薦します。
合格基準に達しませんでしたので推薦を見送ります。]

本通知書は、資格取得の申請書類と共に資格認定機関へ提出することで、資格認定機関の長への推薦に代えることができます。

【記入例】

2017年11月24日

東日本旅客鉄道株式会社
東北設備技術センター所長 殿

東日本鉄道工事株式会社
東 北 支 店 長

対象者ごとに必要事項を記入の上現業機関の長に申請

分な能力、意欲、
に関わる事故経歴に

が鉄道工事を安全に施工するに当たって、線
感を有していると考えられますので、貴技術セン
て確認の上、推薦をお願い致します。

「在来線・一般」、「在来線・
ATOS」、「新幹線」の別を記入

せるに足る十
と運転保安

1. 取得希望資格の名称

線閉責任者 (在来線・一般)

2. 所属会社

東日本鉄道工事株

3. 氏名・年齢・生年月日・性別

日本 鉄三郎 (30歳) 昭和50年8月1日生 男

4. 前提資格

列車見張員 新規取得 H12.4.1 (資格認定証 ID 999988)

継続取得 H16.9.8 (資格認定証 ID 997766)

5. 経験年数

4年 6ヶ月

6. 従事実績

別途提出(列車見張員として直近1)

新規取得日と最新の継続取得日を
記入

2017年11月30日

東日本鉄道工事株式会社
東 北 支 店 長 殿

東日本旅客鉄道株式会社
東北技術センター所長

線閉責任者資格の現場選考試験結果通知書 兼 推薦書

貴社より試験実施願のあった者について、下記のとおり現場選考試験の結果を通知します。

記

[過去1年間の運転保安関係事故]
〔有・無〕

運転保安関係事故経歴を確
認の上、二重抹線で記載

[試験結果]

学科	面接	備考
90点／100点	95点／100点	

試験結果の点
数を記載

[推薦適否]

合格基準に達しましたので資格者として推薦します。
合格基準に達しませんでしたので推薦を見送ります。

適否を抹線で記載

本通知書は、資格取得の申請書類と共に資格認定機関へ提出することで、資格認定機関の長への推薦に代えることができます。

線閉責任者資格 技能チェックリスト(実技訓練・実技検査・実作業訓練・検定試験用)

資格名	資格認定証ID	所属会社
訓練者名	手続区分 線閉・保守用車・保守作業・信号停止	回目
実施日 年 月 日	確認者名	確認者所属箇所

	確 認 事 項	判定欄	記 事
基礎知識	記録簿等(線路閉鎖工事記録簿、保守作業等)の内容を理解しているか(区間、列車間合等)		
	ダイヤの読み取りができるか(保守作業用ハンディ端末による確認を含む)		
	列車を抑止する手配を知っているか		
	不測の事態(線閉終了遅延等)が発生した場合の処置方法を知っているか		
	【ATOS 区間】:保守作業用ハンディ端末の取扱いに熟知しているか(着手・終了時の取扱)		
	「関係箇所の連絡一覧表」を携帯しているか		
準備	地域特情を理解しているか		
	事前に駅長等と打合せを行っているか(保守作業用ハンディ端末による確認を含む)		
	線路閉鎖等の責任者として必要な携帯品を持参しているか		
	現場到着後、駅長等と通話試験を行い、かつ運転状況を確認したか(保守作業用ハンディ端末による確認を含む)		
	同一区間、同一列車間合内で行う他の線路閉鎖等の責任者と打合せを行ったか。打合せ内容を記録簿等に記入しているか		
	線路閉鎖間合等を工事管理者等に周知しているか		
着手時	着手に先立ち、駅長等に線路閉鎖工事等の開始列車が到着側停車場に到着した事を確認したか(保守作業用ハンディ端末による確認を含む)		
	【一般区間】:駅長等に着手の承認を受け、着手したか		
	【作業時間帯設定区間】:施設指令から承認を受けたか		
	【ATOS 区間】:保守作業用ハンディ端末で着手を確認したか		
	記録簿等(線路閉鎖工事記録簿、保守作業等)の作業区間と着手する区間が一致していることを確認したうえで着手したか		
	着手承認を受けた相手者の氏名・時間を記録簿等に記入しているか		
施工	着手の旨を関係者(工事管理者等、作業責任者等)に周知したか		
	施工の進捗状況を工事管理者等に確認し、把握しているか		
	工事管理者等から跡確認結果の報告を受けた後、作業区間における建築限界内の支障物の確認を行ったか		
	駅長等に対して終了報告を行なったか		
	【一般区間】:駅長等に関係列車が関係停車場を出発する5分前までに終了報告したか		
	【作業時間帯設定区間】:関係列車が関係停車場を出発する10分前までに施設指令に終了報告を行ったか		
終了時	【ATOS 区間】:関係列車が関係停車場を出発する5分前までに保守作業用ハンディ端末で終了操作を行い、線路閉鎖終了の表示を確認したか		
	記録簿等(線路閉鎖工事記録簿、保守作業等)の作業区間と解除する区間が一致していることを確認したうえで解除したか		
	終了報告を行った相手者の氏名・時間を記録簿等に記入しているか		
	終了の旨を工事管理者等に周知したか		
	【実技訓練、実技検査、実作業訓練、検定試験の講評】		

- ・チェックリストの使用に当たって訓練、検査、試験等別に該当するものを○で囲むこと。
- ・判定欄の記入 ○:十分理解している △:やや理解が不足している ×:理解が不足している
- ・全ての確認事項の判定が、○となった者を合格とする。

線閉責任者資格（新幹線）技能チェックリスト（実技訓練・実技検査・実作業訓練・検定試験用）

資格名 線閉責任者（新幹線） 資格認定証 ID 所属会社

訓練者名 手続区分 線閉・保守用車・信号停止 回目

実施日 年 月 日 確認者名 確認者所属箇所

	確 認 事 項	判定欄	記 事
基礎知識	保守作業の種別及びそれぞれの取扱いについてを理解しているか。（作業内容書）		
	新幹線保守作業管理システムの概要及び流れを理解しているか		
	新幹線保守作業安全システムの取扱いを理解しているか（保守用車、送受信機）		
	携帯無線電話機（ID）の使用方を理解しているか		
	H Tにトラブルが発生した場合の処置方法を知っているか		
	保守用車使用の照合に必要なものは何かを理解しているか（3点セット）		
	保守用車ダイヤ・通告書の内容を理解しているか		
	不測の事態（線閉終了遅延等）が発生した場合の処置方法を知っているか		
	関係箇所の連絡一覧表を携帯しているか		
準備	地域特情を理解しているか（入換ルート図の書き方、車両センターとの打合せ等）		
	事前に車両センター所長等と打ち合わせを行っているか		
	線路閉鎖等の責任者として必要な携帯品を持参しているか		
	線路閉鎖間合等を工事指揮者等に周知しているか		
	保守用車の出発前点検を指示しているか。（知っているか）		
着手時	保守用車のブレーキ試験を指示しているか。		
	携帯無線電話機（ID）等により作時帯確認、作業着手を確実に実施しているか		
	線路閉鎖工事の開始予定時刻となったとき、作業に着手したい旨を車両センター所長に申し出て、承認を受けているか		
	着手の旨を関係者（工事指揮者等、作業責任者等）に周知したか		
	新幹線保守作業安全システムの初期設定を実施しているか		
施工	施工の進捗状況を工事指揮者等に確認し、把握しているか		
	分岐器の手前で一旦停止のうえ、開通方向を確認しているか。また、開通方向の確認にあたっては、指差呼称を行っているか。		
終了時	わな回路の動作有無を関係箇所へ確認したか（わな回路の意味を知っているか）		
	作業終了予定時刻までに線路閉鎖工事を終了し、列車又は車両の運転に支障のないことを確かめたのち、車両センター所長に報告しているか		
	工事指揮者等から跡確認結果の報告を受けた後、作業区間における建築限界内の支障物の確認を行ったか		
	携帯無線電話機（ID）等による作業終了を確実に実施しているか		
	H Tの業務終了は確認したか（箇所終了）		
	作業終了の旨を工事指揮者等に周知したか		
[実技訓練、実技検査、実作業訓練、検定試験の講評]			

- ・チェックリストの使用に当たって訓練、検査、試験等別に該当するものを○で囲むこと。
- ・判定欄の記入 ○：十分理解している △：やや理解が不足している ×：理解が不足している
- ・全ての確認事項の判定が、○となった者を合格とする。

線閉責任者資格 限定解除者名簿

年 月 日

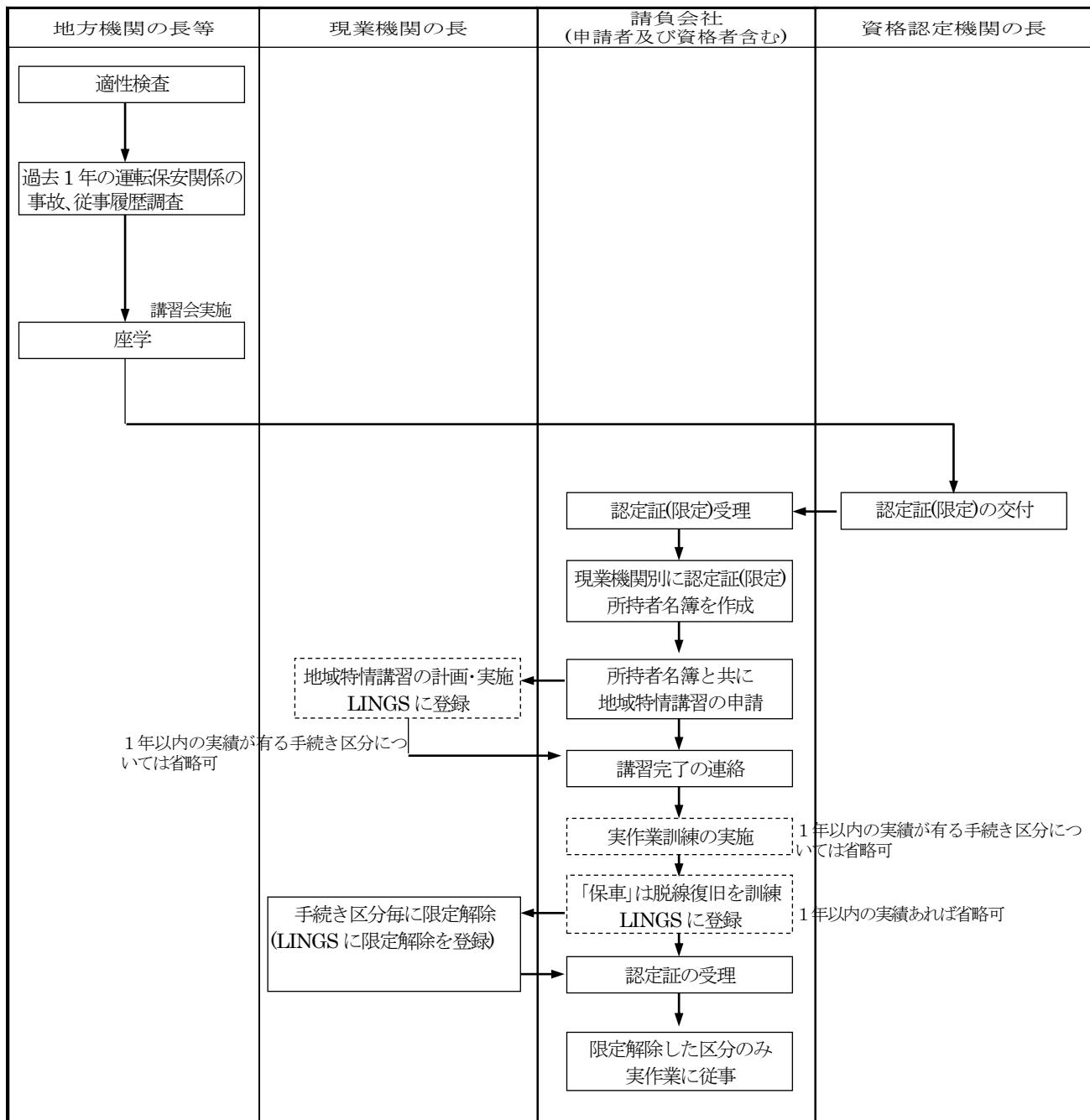
資格名称 : _____ 検定試験を実施した現業区所名 : _____

No.	所属会社名	資格者名	限定解除をされた手続き区分
			線路閉鎖・保守用車・保守作業・信号停止

限定解除をされた手続き区分は○で囲む。

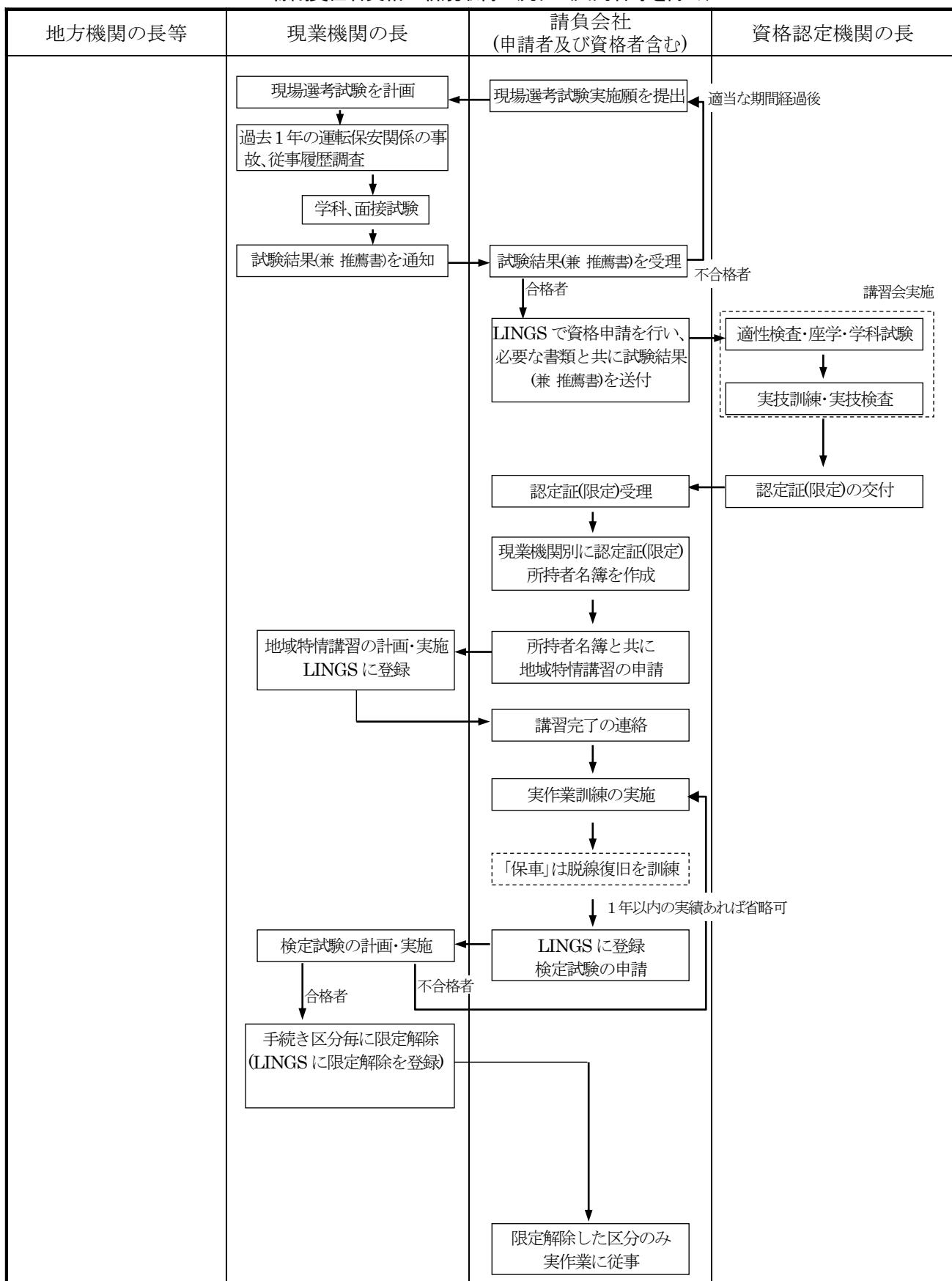
作成者 : _____
 連絡先 : _____

線閉責任者資格の新規取得の流れ（出向者等の場合）



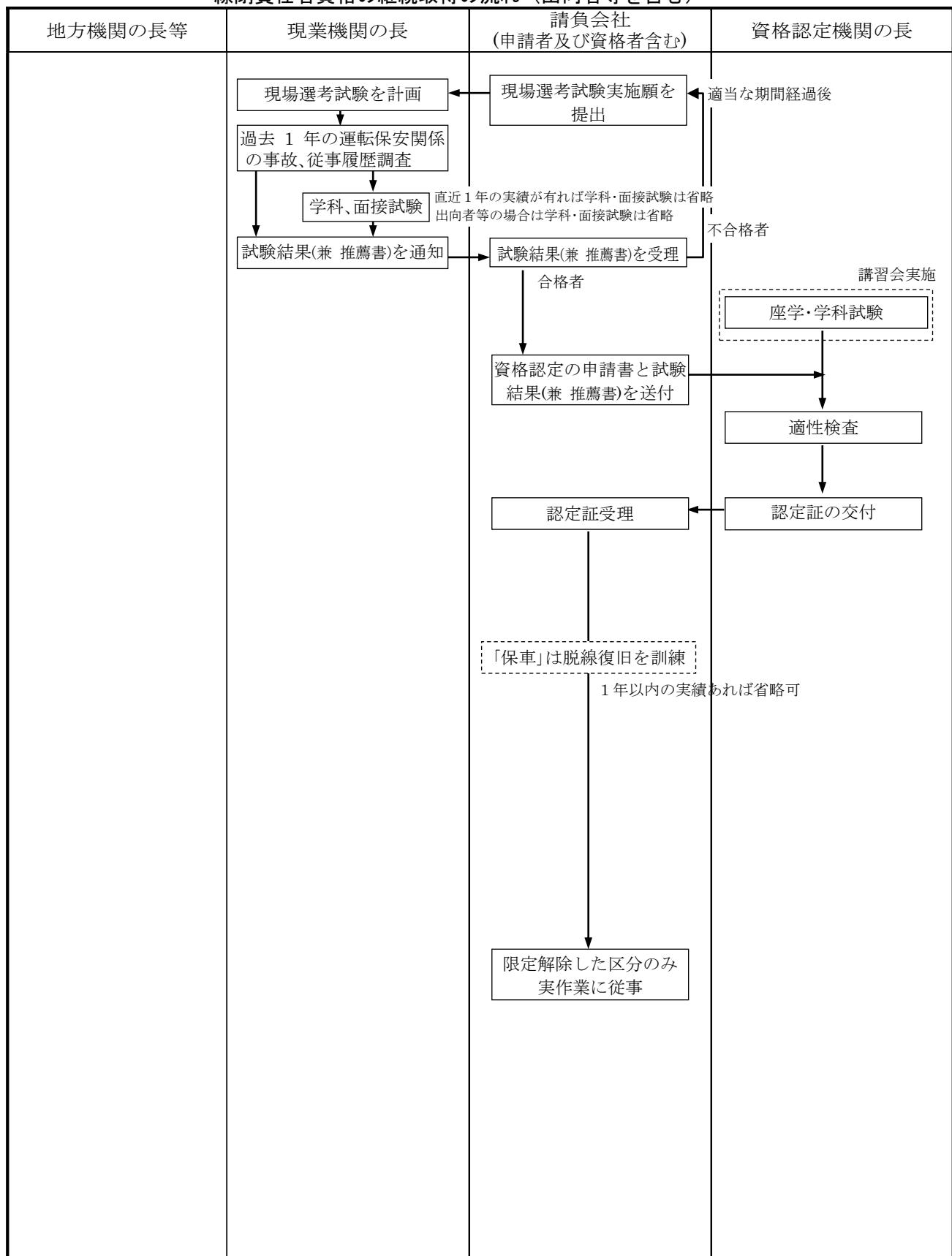
※ 限定が解除されていない手続区分（線閉、保車、保作、信停）について限定を解除する場合は、直近1年内に従事実績の無い手續区分について、それぞれ実作業訓練を実施しなければならない。

線閉責任者資格の新規取得の流れ（出向者等を除く）



- ※ 限定が解除されていない手続区分（線閉、保車、保作、工臨、信停）について限定を解除する場合は、その手続区分についてそれぞれ実作業訓練を実施し、実作業検定試験に合格しなければならない。
- ※ 資格継続申請時の現場選考試験に当たっては過去1年の運転保安関係の事故経歴と従事実績調査を行い、重大な事故履歴の有る者については不合格として推薦は行わない。

線閉責任者資格の継続取得の流れ（出向者等を含む）



- * 資格継続申請時の現場選考試験に当たっては過去 1 年の運転保安関係の事故経験と従事実績調査を行い、重大な事故履歴の有る者については不合格として推薦は行わない。
- * 同一年度に新規取得の現場選考試験を合格し推薦書を資格認定機関の長に送付している場合は継続取得の現場選考試験及び推薦書を省略することができる。

停電責任者技能チェックリスト

実施日 年 月 日 (一社)鉄道電業安全協会
 所属
 氏名 判定者

作業手順	チェック項目	判定欄	記事
作業前の確認	停電区間 作業時間 承認番号		
体制の確認	作業員 保護具の検査 検電器の検査		
電力指令との連絡 (着手)	停電の確認 作業着手時間確認		
検電接地 ～ 作業員の監督	保護具の着装 検電器の機能確認 検電 接地		
作業			
き電開始準備 ～ 作業員の監督	作業終了確認 接地線取り外し		
電力指令との連絡 (終了)	作業終了時間 送電時間確認		
送電確認	送電開始確認		
事故時の対応	被害確認 連絡		

- 判定欄の記入 ○:十分理解している △:やや理解が不足している ×:理解が不足している
- 全ての確認事項の判定が○となった者を合格とする。

教育実施記録

会 社 名

支店・出張所名

工事指揮者等氏名

資格認定証 ID

信号技術者A 資格取得希望者推薦の実施要領

1. 協力会社記入

- (1) 氏名欄 : 資格取得希望者名を記入する。
- (2) 生年月日欄 : 資格取得希望者の生年月日を記入する。
- (3) 男女欄 : 資格取得希望者の性別を記入する。
- (4) 資格名欄 : 資格取得の前提となる資格名を記入する。信号技術者認定Aの場合、前提となる資格は「信号技術者認定B」のみである。
- (5) 取得年月 : 前提となる取得の取得年月を記入する。

2. JR東日本記入

- (1) 事故経歴欄 : 資格取得希望者届日より過去1年以内における事故経歴の有無を記入する。
- (2) 資質欄 : 資質度の評価を記入する。
 - ・資質度は5段階評価とし、客観的に評価することに努める。
 - 5 : 優れている 4 : やや優れている 3 : 普通 2 : やや劣っている 1 : 劣っている
 - ・各資質の考え方及び5段階評価での最低基準は次のとおりとする。

資質1 : 結線図(連動、踏切)に対する知識 (推薦基準4以上)

- ・連動図表、踏切制御図表及び結線図の読図能力

資質2 : 配線図に対する知識 (推薦基準4以上)

- ・配線図の作成能力、リレー接点使用範囲及び制限事項

資質3 : 保全マニュアルの知識 (推薦基準4以上)

- ・信号機器の調整方法の理解度

資質4 : 試験チェック表の作成知識 (推薦基準4以上)

- ・連動装置、踏切保安装置等の試験チェック表作成能力
- ・軌道回路等の試験表作成能力

資質5 : 軌道回路構成に関する知識 (推薦基準4以上)

- ・各種軌道回路の知識
- ・軌道回路構成図の作成能力

- (3) 推薦適否欄 : 事故経歴、資質度の評価に基づき、信号資格者認定Aとして適任かどうかを判断して、推薦の適否を記入。

- ・適否の基準

事故経歴が「有」の場合又は推薦基準に満たない資質が1つでもある場合には、推薦してはならない。

なお、基準を満たしている場合でも推薦できないと判断した場合には、その理由を明記する。(高齢等)

推薦する場合は「○」を、推薦しない場合は「×」を記入し、併せて氏名欄等を——で抹消する。

信号技術者A 資格取得希望者推薦依頼書兼推薦書(新規)

東日本旅客鉄道株式会社

殿

下記の者について信号技術者Aの資格取得を希望します。

つきましては、下記の者について推薦をお願いします。

年 月 日

会社名代表者名

氏 名	生 年 月 日	男 女 別	前 提 資 格 取 得		事 故 經 歷	J R 東 日 本 記 入					
			資 格 名	取 得 年 月		資 質 1	資 質 2	資 質 3	資 質 4	資 質 5	推 薦 適 否
	・ ・			・	有・無						
	・ ・			・	有・無						
	・ ・			・	有・無						
	・ ・			・	有・無						
	・ ・			・	有・無						
	・ ・			・	有・無						
	・ ・			・	有・無						
	・ ・			・	有・無						
	・ ・			・	有・無						
	・ ・			・	有・無						

上記のとおり推薦いたします。

年 月 日

殿

東日本旅客鉄道株式会社

(別紙3222-2の記入例)

信号技術者認定A 資格取得希望者推薦依頼書兼推薦書(新規)

東日本旅客鉄道株式会社

○ ○ ○ 所長 殿

下記の者について信号技術者Aの資格取得を希望します。

つきましては、下記の者について推薦をお願いします。

2000年〇月〇日

会社名 ○ ○ ○ ○ 株式会社

届出日を記入

代表者名 ○ ○ ○ ○

氏名	生年 月日	男女 別	前提資格取得		事故 経歴	JR東日本記入					
			資格名	取得 年月		資質1	資質2	資質3	資質4	資質5	推薦 適否
東日本太郎	S26・4・3	男	信号技術者認定B	H1・2	有・無	4	5	4	4	4	○
東日本二郎	S25・8・6	男	信号技術者認定B	H3・6	有・無	4	4	4	4	4	×
東日本二郎	S23・5・6	男	信号技術者認定B	H3・6	有・無	3	3	4	3	4	×
東日本四郎	S5・5・6	男	信号技術者認定B	H2・6	有・無	5	4	4	4	4	× 高齢
・	・	・	推薦しない場合は抹線 を引く		有・無						
・	・	・	・	・	有・無						
・	・	・	・	・	有・無						
・	・	・	・	・	有・無						
・	・	・	・	・	有・無						

上記のとおり推薦いたします。

2000年〇月〇日

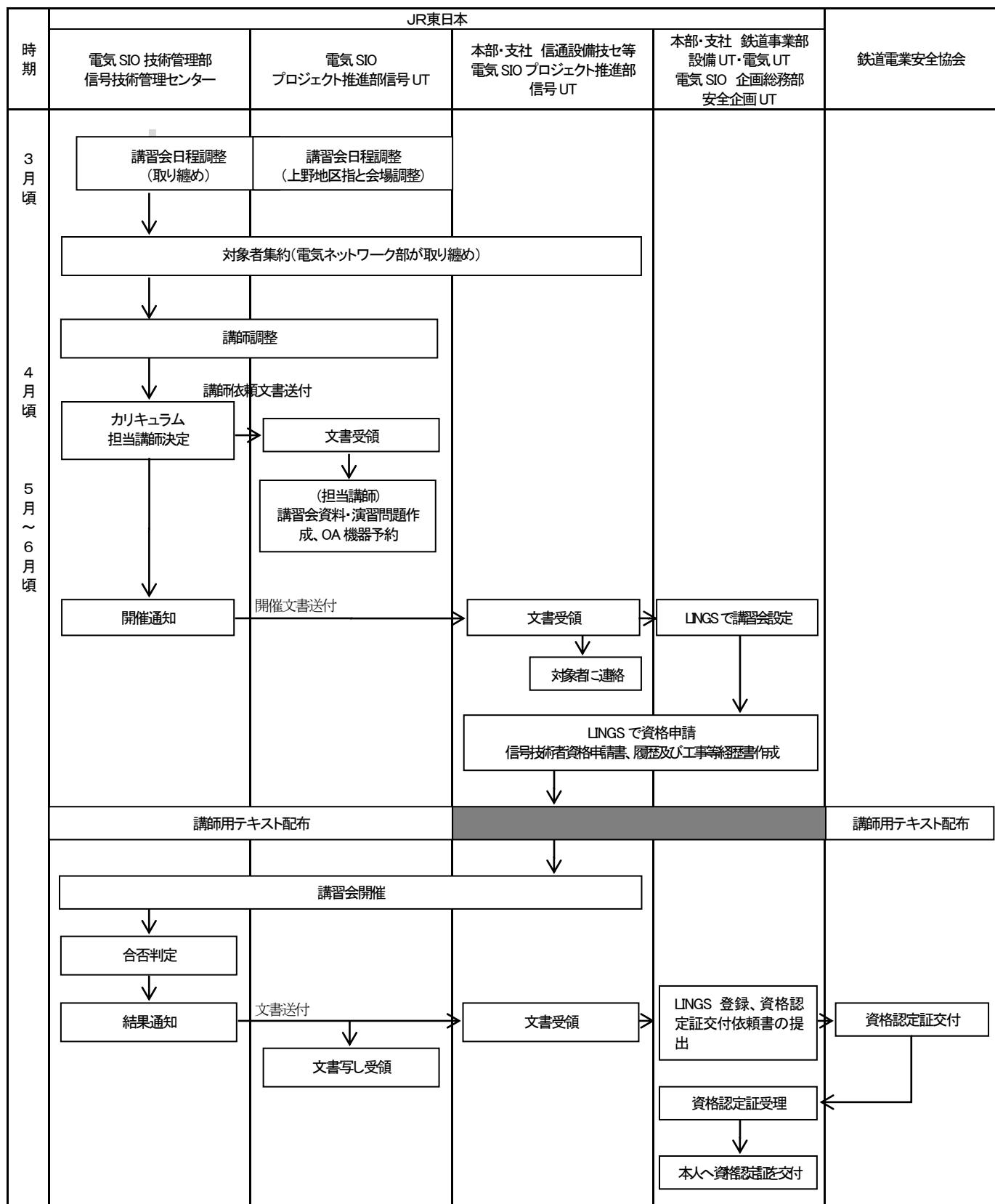
(一社) 鉄道電業安全協会
○ ○ 支部長 殿

第三者機関の長名

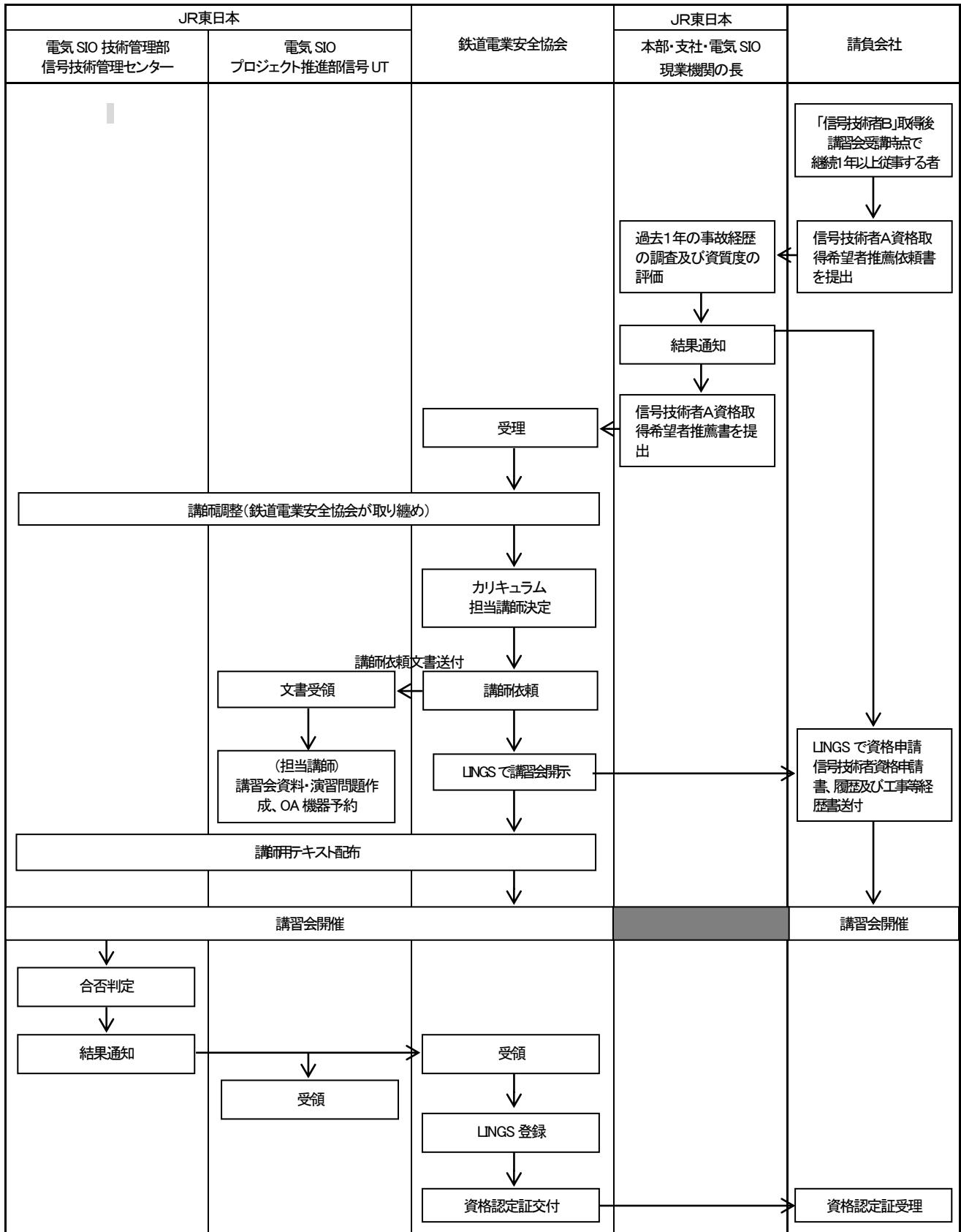
東日本旅客鉄道株式会社

○ ○ センター長

「信号技術者A」資格取得の流れ（出向者等の場合）



「信号技術者A」資格取得の流れ（出向者等を除く）



軌道モータカ一(特)・架線延線車 運転実習記録

氏名				資格認定証ID				
生年月日	S・H 年 月 日			年齢	歳	性別	男・女	
所属会社				会社電話				
会社住所								

回	年月日	線別	区間	指導員	実習項目						使用車両	張替長	記事
					①	②	③	④	⑤	⑥			
実走行訓練	軌道モータカ一	1									△		
		2									△		
		3									△		
		4									△		
		5									△		
		6									△		
実作業訓練	架線延線	1									△		
		2									△		
		3									△		

実習項目（以下の項目について実習及び見極めを行い、結果良好な者のみ項目別に実習修了とする。）

単独運転	①	基本動作（一旦停止、グッドコール等）
	②	運転技能・感覚（装置・機器取扱い、速度 40～70km/h で定位停止）
連結開放	③	連結開放技能（車両連結・牽引、エアホース取扱い等）
重連運転	④	運転技能（変速レバー、一括制御装置、牽引運転時ブレーキ操作等）
	⑤	運転技能・感覚（推進運転）
架線延線	⑥	架線延線巻取作業

上記のとおり実習を行ったことを証明する。

年 月 日

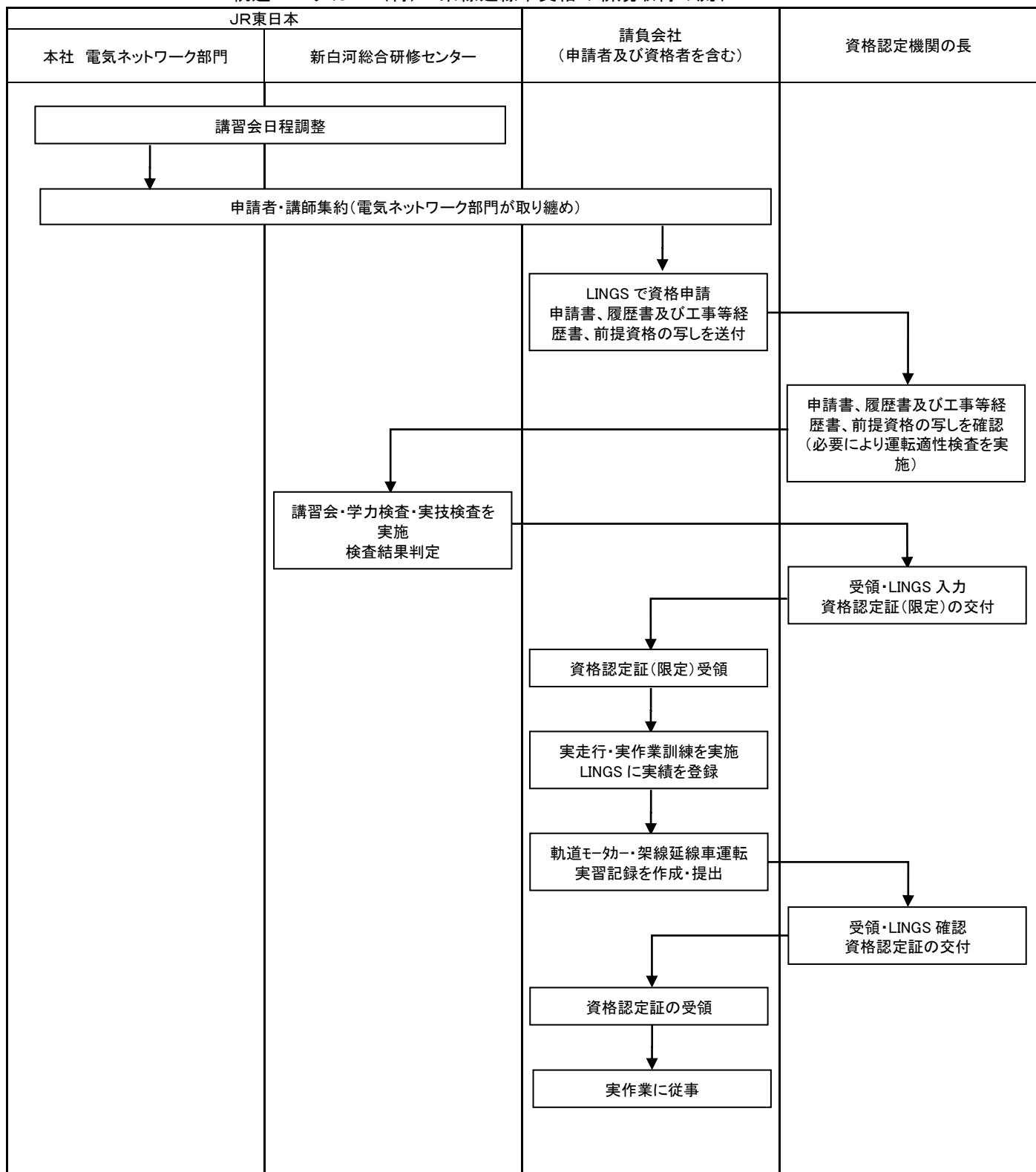
(会社名)

(住所・電話)

(責任者氏名)

(印)

軌道モータカー（特）・架線延線車資格の新規取得の流れ



実務経歴確認書(標準)

所 属			資格認定証ID	
氏 名			生 年 月 日	S·H 年 月 日(歳)
現 住 所				
前提となる列車見 張員資格	交付年月日	年 月 日	認定証番号(記号・番号)	
実 務 経 歴	工事件名			
	従事期間	年 月 日～ 年 月 日(年 ヶ月)		
	列車見張員としての従事実績 (上記の従事期間が1年未満の場合は、以下に直近20回の従事年月日を記入)			
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
特記事項				

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

会社名及び代表者名 (印)

(記入上の注意)

1. 実務経歴は、列車見張員として従事した実績を記入する。
 2. 会社名及び代表者名とは、当該工事の元請会社の現場代理人とする。
- 添付書類として、当該工事の保安確認書の写しを添付する